

第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書



令和4年6月

国立大学法人
京都工芸繊維大学

○ 大学の概要

(1) 現況

① 大学名
国立大学法人京都工芸繊維大学

② 所在地
本部・松ヶ崎キャンパス：京都府京都市左京区
嵯峨キャンパス：京都府京都市右京区
福知山キャンパス：京都府福知山市

③ 役員の状況
学長 古山 正雄（平成27年4月1日～平成30年3月31日）
森迫 清貴（平成30年4月1日～令和3年3月31日）
（令和3年4月1日～令和6年3月31日）
理事 3名（常勤）
3名（非常勤）
監事 2名（非常勤）

④ 学部等の構成
〔学部〕 工芸科学部
〔研究科〕 工芸科学研究科

⑤ 学生数及び教職員数
【学生数】 ※（ ）内は外国人留学生数で内数

学部		
工芸科学部		
応用生物学課程	220	(3)
生体分子工学課程	1	(0)
生体分子応用化学課程	9	(0)
高分子機能工学課程	18	(1)
物質工学課程	12	(2)
応用化学課程	702	(16)
電子システム工学課程	267	(5)
情報工学課程	293	(8)
機械工学課程	408	(20)
デザイン経営工学課程	10	(1)
デザイン・建築学課程（H30募集停止）	32	(8)
デザイン・建築学課程（H30募集開始）	668	(9)
先端科学技術課程	1	(0)
合計	2,641	(73)

研究科		
工芸科学研究科（博士前期）		
応用生物学専攻	75	(4)
材料創製化学専攻	72	(2)

材料制御化学専攻	63	(5)
物質合成化学専攻	59	(1)
機能物質化学専攻	68	(2)
電子システム工学専攻	109	(4)
情報工学専攻	103	(9)
機械物理学専攻	73	(2)
機械設計学専攻	62	(5)
デザイン学専攻	115	(28)
建築学専攻	180	(12)
京都工芸繊維大学・チェンマイ大学 国際連携建築学専攻	9	(1)
先端ファイブロ科学専攻	56	(11)
バイオベースマテリアル学専攻	37	(5)
工芸科学研究科（博士後期）		
生命物質科学専攻	1	(0)
バイオテクノロジー専攻	29	(6)
物質・材料化学専攻	30	(12)
電子システム工学専攻	13	(0)
設計工学専攻	35	(10)
デザイン学専攻	27	(7)
建築学専攻	28	(13)
先端ファイブロ科学専攻	30	(10)
バイオベースマテリアル学専攻	11	(5)
合計	1,285	(154)

【教職員数】

	学長	副学長	教授	准教授	講師	助教	助手	その他職員	合計
学長・副学長	1	5							6
事務局								129	129
その他			116	88	3	57	2	41	307
合計	1	5	116	88	3	57	2	170	442

※教育組織と教員組織の分離を実施しているため、学部・研究科に教員は所属していない。

(2) 大学の基本的な目標等

大学の基本的な目標

1. 長期ビジョンー本学の目指すところー

本学は、その前身校の時代から、工芸学と繊維学にかかわる幅広い分野で、京都の伝統文化・産業と深いかかわりを持ちながら、常に世の中に新しい価値を生み出す「ものづくり」にかかわる実学を中心とした教育研究を行い、また、近年においては、自然環境との調和を意識しつつ、人を大切にする科学技術を目指す

教育研究を行い、広く社会や産業界に貢献してきた。

21世紀の知識基盤社会が進展する中、我が国では少子高齢化や人口減少、産業構造の転換等の諸課題を抱えており、同時に世界的には環境問題やエネルギー問題など地球存亡の課題に直面している。本学は、これらの諸課題を解決するための教育研究を行い、第2期中期目標期間までの成果を踏まえ、豊かな感性を涵養する国際的工科大を目指す。

本学は、これまでに果たしてきた役割を踏まえつつ、長い歴史の中で培った学問的蓄積の上に立って、「人間と自然の調和」、「感性と知性の融合」及び「高い倫理性に基づく技術」を目指す教育研究によって、困難な課題を解決する能力と高い倫理性・豊かな感性をもった国際的・高度専門技術者を育成する。

2. 長期ビジョンの実現に向けて

20世紀の過度の「分析主義」への反省から、21世紀の科学技術には、「総合的視点」に基づく新しいパラダイムが求められている。

この新しいパラダイムは、「限りある自然と人間の共生」、「人間相互の共生」を追求し、また「持続的社会的構築」という課題に応えるためのものでなければならない。

このような状況を踏まえ、本学は、ものづくりの要である「知」、「美」、「技」を京都の地において探求する教育研究体制によって、それぞれの専門分野の水準を高め、同時に互いに刺激しあって総合的視野に立ち、人に優しい工学「ヒューマン・オリエンティッド・テクノロジー」の確立を目指す。

このため、以下の5つの目標の達成を目指し、長期ビジョンの実現に取り組む。

- ① 国際舞台でリーダーシップを持って活躍できる豊かな感性を備えた創造的技術者の育成
- ② 科学と芸術の融合による新しいサイエンスとテクノロジーの開拓
- ③ 特定分野において卓越した人材を惹き付け知識・技術を生み出す世界的研究教育拠点の形成
- ④ 研究成果の社会実装化による新たな社会的・公共的・経済的価値の創造
- ⑤ 地域社会、産業界の要請に的確に対応できる教育研究活動の展開

3. 中期目標設定の基本的考え方と取組のねらい

第3期中期目標期間を長期ビジョンの実現に向けた飛躍的発展期と捉え、本学の強みや特色、社会的な役割を踏まえ、この期間に重点的に取り組むべき事業を、教育、研究、管理運営などの側面に照らして、事項ごとに抽出し、それぞれの目標を第3期中期目標として設定する。

具体的な計画策定に当たり、特に留意した点は次のとおりである。

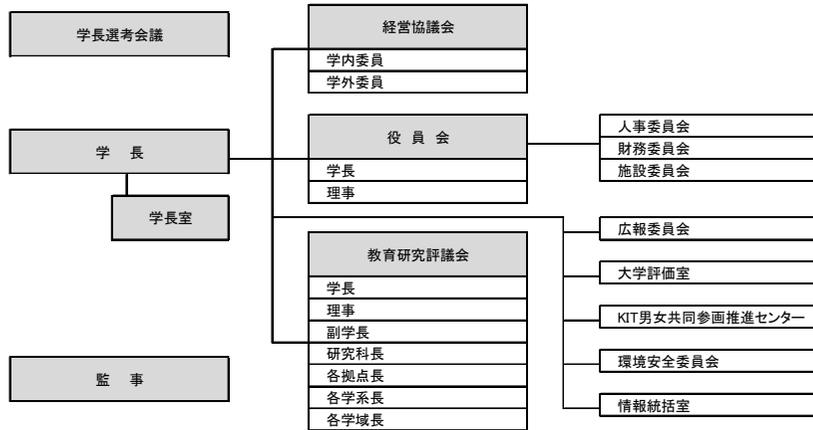
- ① グローバル化に対応した教育の高度化
- ② イノベーション創出のための研究活動の活性化
- ③ 地域活性化のための拠点機能の強化
- ④ 本学の強みや特色の強化を実現するための組織や制度の構造改革

(3) 大学の機構図

3～5ページ参照。

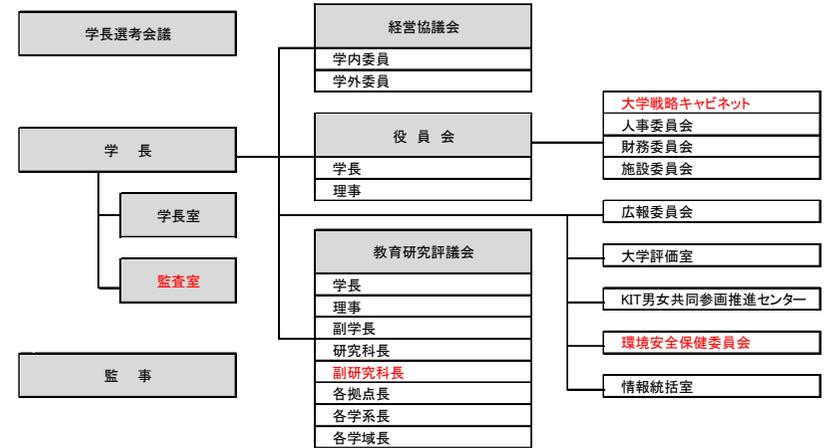
管理運営組織 (平成 27 年度)

国立大学法人京都工芸繊維大学

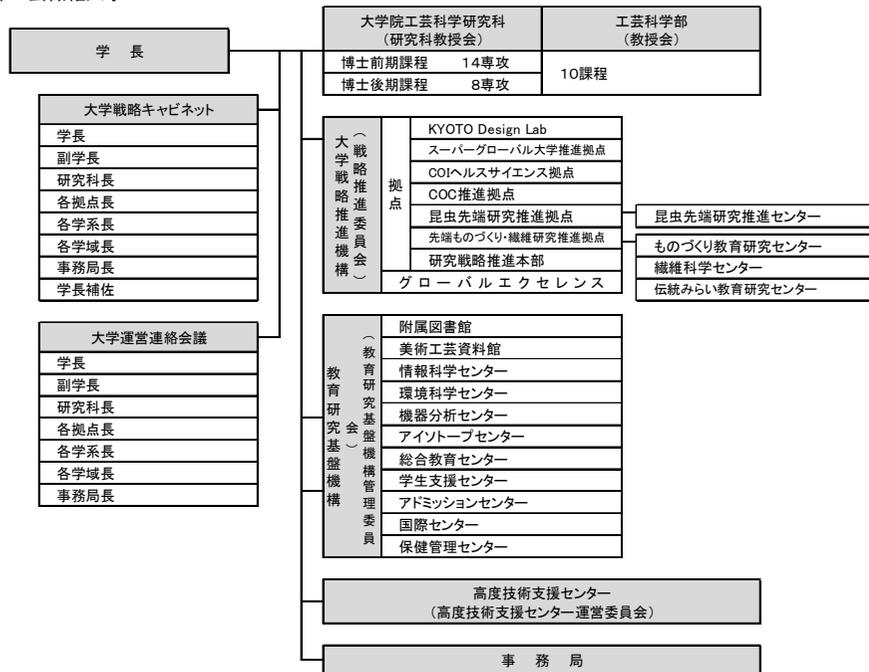


管理運営組織 (令和 3 年度)

国立大学法人京都工芸繊維大学



京都工芸繊維大学

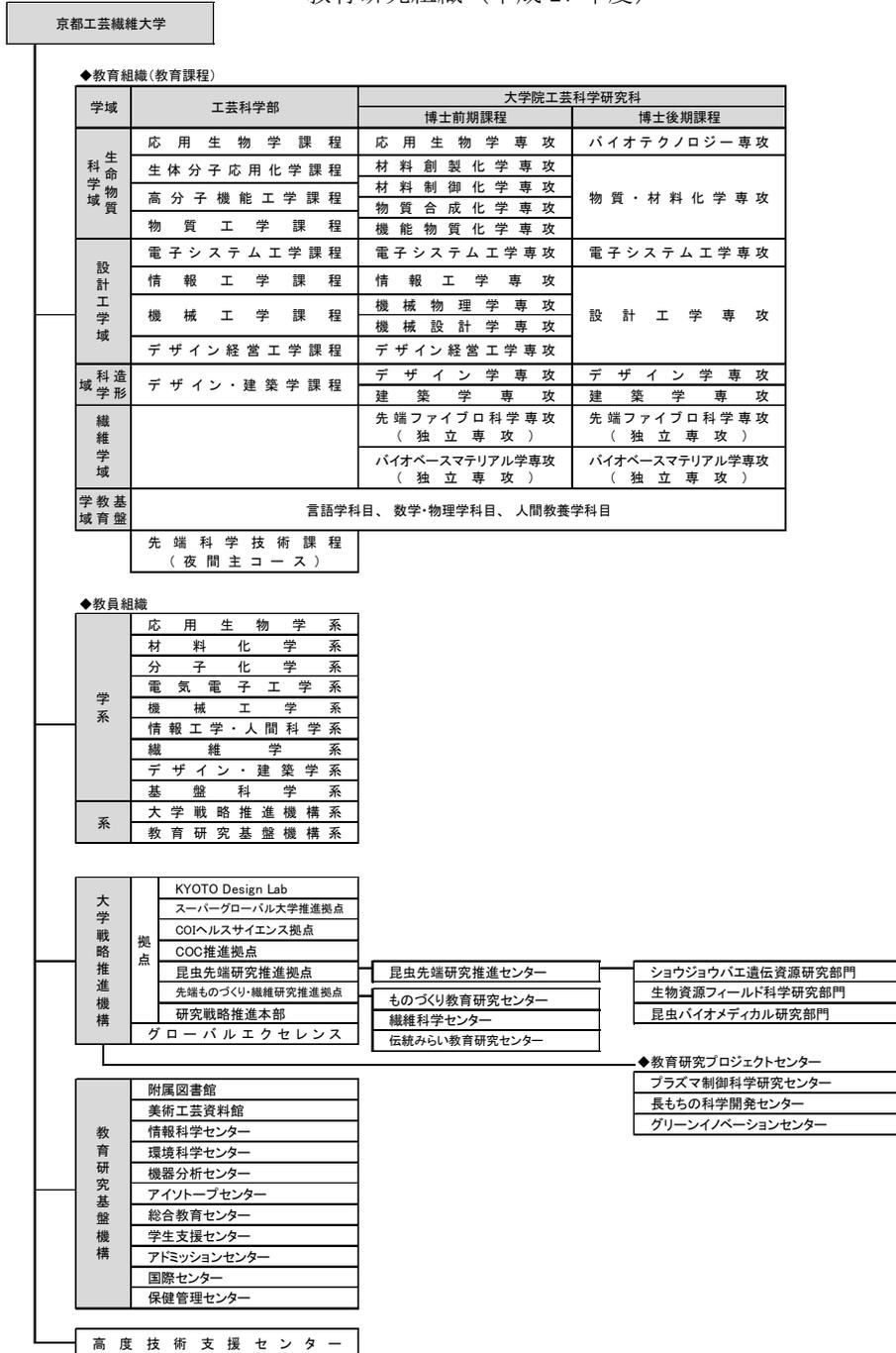


京都工芸繊維大学

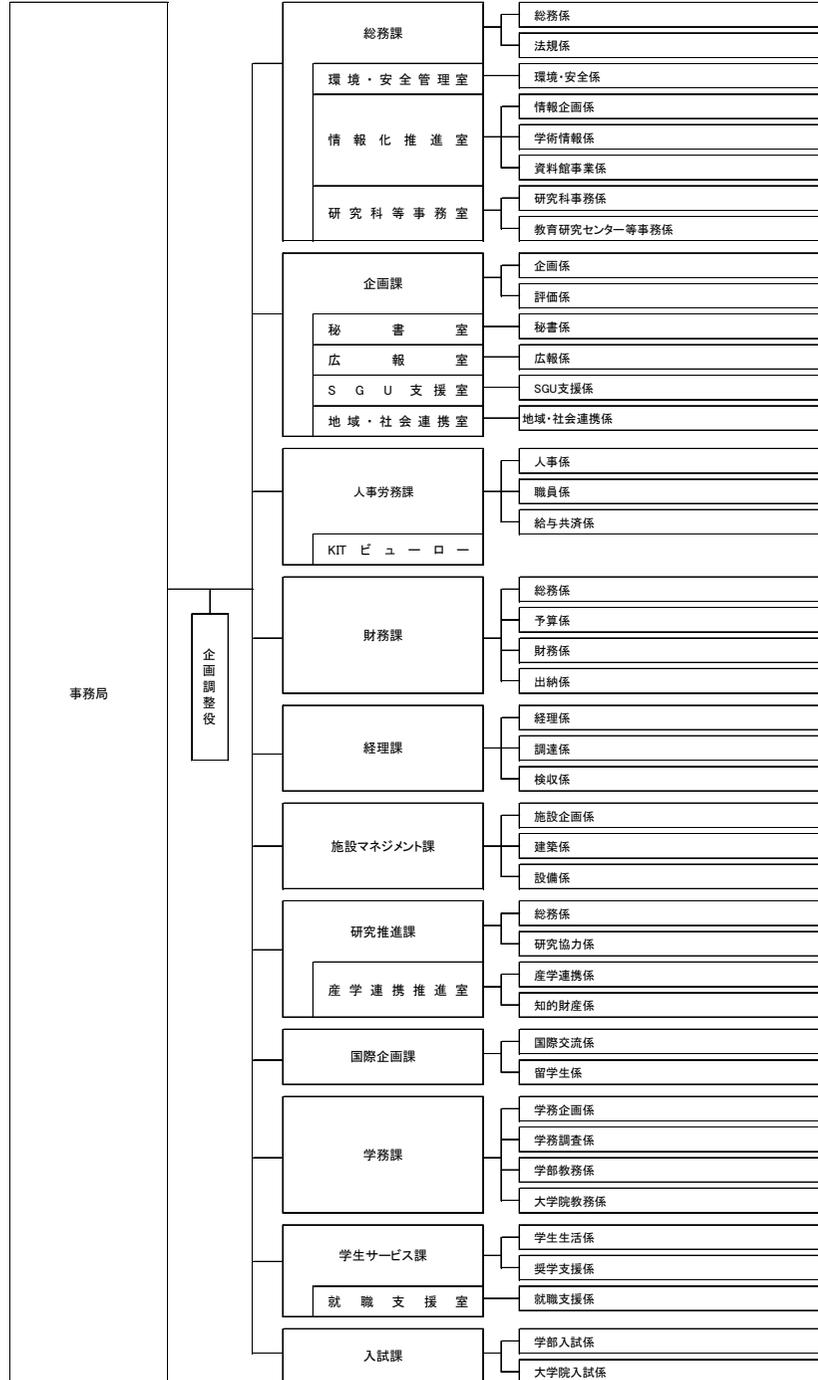


教育研究組織 (平成 27 年度)

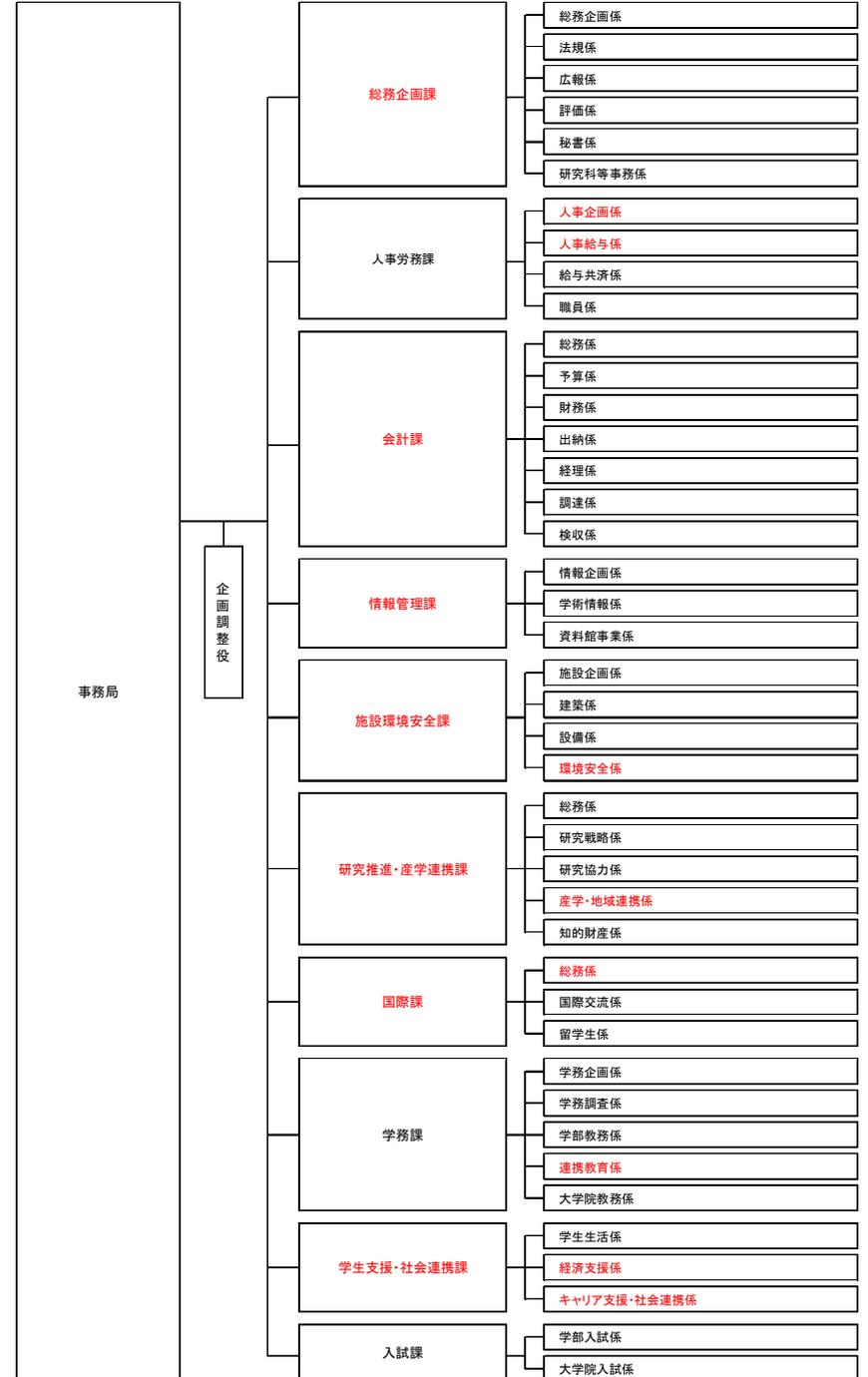
教育研究組織 (令和 3 年度)



事務組織（平成 27 年度）



事務組織（令和 3 年度）



○ 全体的な状況

本学は第3期中期目標期間を長期ビジョンの実現に向けた飛躍的發展期と捉えており、本学の強みや特色、社会的な役割を踏まえ、この期間に重点的に取り組むべき事業を、教育、研究、管理運営などの側面に照らして、事項ごとに抽出した上で、それぞれの目標・計画が設定されている。令和2及び3年度においては、前年度までの取組・活動を踏襲しつつ、3つの拠点機能（COG：グローバル、COI：イノベーション、COC：コミュニティ）の更なる発展・拡充に向けて、学長のリーダーシップのもと本学の機能強化に向けた様々な取組を実施した。また、第3期中期目標期間の期末での目標達成への到達度を点検しつつ、教育研究等の質の向上や業務運営・財務状況等の改善を図ってきた。

教育については、ものづくりを基盤とした「実学」中心の教育の展開により国際的高度専門技術者を養成することを目指している。第3期中期目標期間においては、18歳人口の動向や国立工科系大学としての人材養成の高度化に係るニーズを踏まえ、教育研究組織の再編や、学部・大学院の定員プロポーシオンの改革、学部・大学院の一貫教育の推進（3×3構造改革）に取り組んだ。京都府立大学、京都府立医科大学との三大学教養教育共同化による幅広い教養科目の提供、地域に関する科目やリーダーシップに関する科目、PBL科目の増設等により教育内容や方法を充実させた。また、ジョイント・ディグリープログラムを平成29年度に開設したほか、複数のダブル・ディグリープログラム等を開設して国際的に活躍できる人材の育成に取り組んでおり、令和元年度までに開設した4プログラムに加え、令和2及び3年度においても新たに3つのダブル・ディグリープログラム（6大学連携によるマルチプル・ディグリープログラムを含む）を開設した。令和元年度に開設した、デザインを中核とした産学公連携による博士前期課程・博士後期課程一貫の特別教育プログラム「デザインセントリックエンジニアリングプログラム（dCEP）」においては実践的なプロジェクトによる人材養成に取り組み、令和2年度以降初の修了者としての認定を行っており、令和2年度に修士9名、令和3年度に修士7名、博士1名に学位を授与し、本プログラムの修了証明書を交付した。

研究については、本学の強みである「デザイン・建築」「繊維・高分子」「グリーンイノベーション」の重点分野で海外有力大学等との国際共同プロジェクトに取り組んでおり、「iF DESIGN AWARD2021」等の世界最高峰の賞を複数受けるなどの成果があった。また、他機関との連携による研究成果の社会実装化に取り組んでおり、令和2及び3年度においては、新型コロナウイルス感染症に関して、ウイルス飛沫シミュレーションに関する理化学研究所や複数大学による共同研究成果が大きく取り上げられ、国民の生活・行動に大きな啓発を与えたほか、本研究に関する企業との共同研究にもつなげている。また、京都府立医科大学との医工連携による共同研究により、PCR法とは異なるラマン分光法によるウイルス変異種同定法を世界に先駆けて開発するなどの成果を挙げている。一方、研究力の向上に向けて卓越した能力を有する若手研究者をテニュアトラック制度により積極的に雇用しており、令和3年度においては、当該制度によって採用した教員による「Science Advances」誌に掲載された業績に対して、イグノーベル賞が授与され、社会的に大きな反響を得た。

地域連携については、地元「京都」に立脚しつつ、伝統文化・地場産業等と深く関わりながら発展を遂げてきた本学の歴史を踏まえた取組を行っている。平成28年度に京都府北部地域で活躍できる工学人材のための学部教育課程として開設した「地域創生Tech Program」において、令和元年度以降卒業生を輩出し、地元企業への就職者を出している。また、京都市を中心とする有力7企業と7大学による「京都クオリアフォーラム」を令和2年度に設立し、自治体等との協議による社会課題解決や、地元企業で活躍できる人材のキャリア形成のための取組を開始した。さらに、京都に本社を置く「サムコ株式会社」と協議し、特に尖った技術を有する京都の中小企業において事業の海外展開等を推進できる博士人材を育成するために、事業規模1億円の約4年半のプロジェクトとして、令和4年4月から「サムコ辻理寄附講座」を開設することを決定し、その準備を令和3年度までに完了した。

グローバル化については、新型コロナウイルス感染症の影響により留学生受入や学生海外派遣の数は減少しているが、海外大学との協議を積極的に行い、オンラインも含めた研究者・学生の交流を実施している。また、上述のとおりダブル・ディグリープログラム等の拡充も着実に進めており、ポストコロナも見据えたグローバル連携強化に努めている。

業務運営については、上記の教育研究、地域連携、グローバル化を支えるためのガバナンス改革等に取り組んだ。特に、令和2及び3年度においては、若手を含む教職協働ワーキンググループにより将来構想等について集中的に議論を行い、「大学の理念／大学の特色」を抜本的に改定し、令和3年7月に公表するとともに、この理念・特色を踏まえて第4期中期目標に関する意見、第4期中期計画を策定した。さらに、これらの新たな理念の実現や中期目標・中期計画の実施に向けて、「未来デザイン・工学機構」等の新組織への改編のための検討、規則改正を行った。人事については、令和2及び3年度においても引き続き若手助教の積極的採用による教員比率プロポーシオン改革や、年俸制、クロスアポイントメント制度、テニュアトラック制度の拡充等により研究力の強化、活性化を図った。このほか、財務内容については、令和3年度に共同利用設備を一元的に管理することで外部貸出を拡充させるため、「オープンファシリティセンター」を設置した。また、ブランディングの推進や、改定した理念を踏まえた広告等による戦略的な情報発信、法令遵守や情報セキュリティ体制の不断の見直しにも取り組んだ。

上記の取組については第3期中期目標を達成するための中期計画に具体的に盛り込まれているが、それらの中期計画は「戦略性が高く意欲的な目標・計画」に指定されており、その数は5ユニット・15中期計画にのぼる。第2期中期目標期間終了時においては実現困難な可能性のあった事項を、第3期中期目標・計画として積極的に設定するとともに、期末までに全ての計画を実施・達成していると自己評価している（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響があった計画をはじめとして、当初の想定を踏まえた状況分析及び計画達成に向けたプロセス等を勘案している）。これは、本学の第3期中期目標・計画が、冒頭に述べたとおり「長期ビジョンの実現に向けた飛躍的發展」を意図したものであると同時に、その成果が如実に表れてきたことの証左であるといえる。

【産学官連携の取組状況について】

「産学公連携推進センター」では、産学公連携に係る学内外の窓口として、センターに設置する連携企画室のUR Aが、産学公連携に係るサポートを行うとともに、大型の外部資金に関する情報を収集し、学内展開のための補助金の公募説明会等を実施している。また、マッチング機能を強化し、本学の強みを生かした共同研究等の推進に資するべく、UR Aが中心となり産業界のニーズと大学の研究シーズのマッチングイベントを開催するとともに、本学の研究シーズを広く紹介するためのイベントや、支援機関や企業の開催するオープンイノベーションイベントにも積極的に参加し、連携先の開拓、企業等のニーズ情報の収集に努めている。また、知のシーズ集、研究者紹介ハンドブック、研究者総覧、パテントカタログなどにより研究者情報を積極的に発信している。

従来から企業との包括協定をベースとした産学連携を行っており、令和3年度には、新たにマクセル株式会社と包括技術交流に関する協定を締結した。

更に、他の企業や自治体とも積極的に連携を進めており、地元京都の産業界、大学で構成する「京都クオリアフォーラム」では、本学が大学側の中核メンバーとなり、京都におけるイノベーション創出と人材育成を目的に、京都府・京都市向けのピッチイベントや博士キャリアメッセなどのイベントを開催している。

【大学入学者選抜の実施体制の強化に関する取組について】

令和2年度学部一般入試（前期日程）の「生物」において、問題文中の誤記による出題ミスがあったことが令和2年4月に判明した。文部科学省への報告、ホームページでの公表等を速やかに行った上で、学長指示により、アドミッションセンター入試実施室に「令和2年度一般入試出題ミス検証専門部門」を設置して関係者ヒアリング等による検証、再発防止策の検討を行った。事前の点検時に誤記が見逃された原因として、作問スケジュールや出題責任者の体制、点検担当者の役割に関する問題が具体的に明らかとなったことを踏まえ、会議スケジュールに十分な余裕を持たせるなどの再発防止策を取りまとめた。令和3及び4年度入試においては、上記の改善を図りつつ、従前からの取組も含め以下の体制により入試を実施した。

まず、出題担当者会議において、過去の出題・採点等のミスを具体的に例示し、出題担当者会議の開催毎に入試ミスにつながる事項を取りまとめたチェックシートにより、作成した入学試験問題の確認を行っている。加えて、出題担当者とは別に点検担当者を設け、最終印刷校正までに双方の担当者が複数回チェックを行う体制を構築し、出題等に係る入試ミスの事前防止対策を講じている。

入学試験当日には、出題担当者と点検担当者も加わり、試験開始時刻とともに実際に問題を解き、チェックシートで入試ミスにつながる点がないか、確認を行っている。また、一般選抜ではホームページで出題意図や解答例を事後に公表している。

入学者選抜の公正確保については、本学への出願資格として高等学校卒業又は卒業見込（3年次編入学試験においては高等専門学校卒業又は卒業見込等）、及びそれらに相当する資格以外に、出身地や性別といった特段の資格を設けることなく出願を受け付けている。総合型選抜の募集人員の一部（地域創生 Tech Program【地域】）や学校推薦型選抜<地域創生 Tech Program【地域】>においては、出身高等

学校の地域を限定した入学者選抜を行っているが、地域枠を設けていることについて、ホームページ等でのその意義、合理性を広く周知している。

試験結果の採点にあたっては、1つの試験科目において、必ず複数の採点担当者を選出させ、複数名による相互監視、相互チェックのもとで採点を行うことを徹底している。また、面接による選抜を行う際にも、必ず複数の面接担当者を選出させ、相互監視、相互チェックのもと行わせるとともに、偏った質問や受験者の思想信条、家庭環境など入学者選抜に不必要な事項に関する質問が及ばないように、大学としての面接の方針をまとめた「面接にあたっての注意事項」をアドミッションセンターにおいて作成し、面接担当者に確認させたうえで実施している。

入学者選抜の資料作成にあたっては、複数の教職員による相互チェックのもと、試験結果が事前に定めた配点や選考基準のとおり反映されているかを確認し、チェックされた入学者選抜資料を基に、各課程において、合議により合格候補者、追加合格候補者の案を審議している。合格候補者、追加合格候補者の決定にあたっては、学部教授会または教授会から審議を付託された会議体において各課程の候補者案を審議している。教授会等において決定された候補者は学長の承認をもって合格者、追加合格対象者として確定している。

【新型コロナウイルス感染症に関する取組について】

令和2年度からオンライン授業を実施しており、同期型授業と、動画や音声コンテンツ配信等による非同期型授業とを組み合わせて実施した。ほぼ全科目でMoodleを中心とした各種支援ツールを駆使し、学生との間で多様なフィードバックを行った。また、オンライン授業等を補完するため、全授業をオンラインで実施した令和2年度の前学期においては夏季に登校スクーリングを実施した。併せて、授業実施方法や資料配布方法等を調査してその集計結果を教員にフィードバックし、オンライン試験に関する全般的・技術的な注意事項を試験前に教員に周知することにより、教育の質保証に努めた。以上の取組により、令和2年度前学期の授業評価アンケートにおいては、「全体としてオンライン授業が良かった」とする意見が約7割を占め、肯定的に評価された。

令和3年度においては、十分な学修機会を確保するために、感染対策を実施した上で、原則、対面での授業とすることとした。しかし、その後、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されたことに伴い、その対応として、オンライン授業の拡大やハイフレックス授業（対面授業とオンラインの同時配信）の導入等を実施し、授業の質に十分留意しながら、感染拡大の防止、感染リスクに不安がある学生に配慮した対応を行った。

学生生活の支援として、令和3年度前学期受講登録期間に、アクセシビリティ・コミュニケーション支援センターがコロナ禍における修学・学生生活の状況を把握するための学生調査を実施し、結果を各課程・専攻や関係各課にフィードバックすることで、修学環境の改善や学生支援に役立てた。また、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計急変した学生に対する入学科・授業料免除、相談受付等を行ったほか、令和2年度には、オンライン授業を受けるためのパソコン、通信機器を購入する学生に対する無利子の奨学金の貸与を行った。

○ 項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

① 組織運営の改善に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学長のリーダーシップにより、本学の強みや特色を生かした教育研究・社会貢献等を重点的に実施できる体制を構築する。 ○ 人事・給与システムを弾力化し、多様な優れた人材を確保する。 ○ 能力を研鑽する多様な機会を提供し、教職員の能力を向上させる。 ○ 全学的な運営戦略に基づき、学内資源を有効に活用する。
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【23-1】 第2期中期目標期間に構築した大学全体に係る運営戦略の企画・立案・実行体制の下で、学長を中心にガバナンスの機能状況を検証し、検証結果に基づきガバナンス体制を不断に見直す。</p>	IV	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 学長・理事等と、研究分野ごとに組織する教員組織（学系）の学系長により、<u>令和2年4月に各学系の研究推進上のビジョンを公表し、学長によるレビューを行った。また、同年6月にはこのビジョンやそれに対する役員の見解を取りまとめ、内容をアップデートした上で、ビジョンを再策定した。</u> 令和3年度においては、各学系長からの令和2年度事業の報告と学系ビジョンの発表を学長・理事等に行うとともに、それらを踏まえて今後の方向性をより具体的に議論するため、さらに学系長との面談を実施し、事業レビューを行った。 また、国立大学法人ガバナンス・コードが提示されたことを受け、<u>令和2年度に各原則、補充原則への適合状況について総点検を行った上で、未実施であった事項への対応や、経営協議会及び監事からの意見を踏まえた対応を速やかに行い、対応状況を公表した。</u>以後、対応状況について令和3年度においても引き続き点検・公表を行った（p.15【ガバナンス改革に関する取組について】参照）。 さらに、「大学の理念／大学の特色」を抜本的に改定し、令和3年7月に公表するとともに、この理念・特色を踏まえて本学の戦略を具体化するために、第4期中期目標に関する意見、第4期中期計画を策定した。これらの新たな理念の実現や中期目標・中期計画の実施に向けて、<u>学長・理事によるガバナンスの下で改革を推進するため、「未来デザイン・工学機構」等の新組織への改編のための検討、規則改正を行った</u>（p.14「教職協働体制による将来ビジョンの再検討及び具現化に向けた取組」参照）。 なお、<u>令和元年度までに行った学部・大学院の一貫教育を推進するための教育組織の改編と研究戦略組織の新設に対する4年目終了時評価を根拠としつつ、令和2及び3年度においても学系のビジョンの策定やガバナンス・コードに基づく検証・改善、組織改編の準備を行っていることから、進捗状況を「IV」としている。</u></p>
<p>【23-2】 大学戦略の基礎となる情報の収集及び分析機能等を強化するため、学長をサポートするIR（インスティテューショナル・リサーチ）組織を整備する。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 第3期中期目標期間において、IR組織の整備に取り組み、平成30年度以降、大学評価室において全学的なデータの収集・分析によるIRを実施している。令和2及び3年度においても継続的に大学評価室においてモニタリングを実施した。 第4期中期計画に設定すべき指標について学長・理事等が検討するにあたっては、これまでのIR活動で蓄積されたデータを活用するとともに、学内データのみならず Scival 等の外部データベースを活用することで他大学とのベンチマーキングも取り入れながら検討を進め、令和3年度末までに第4期中期計画に対する指標を決定した。 第4期中期目標期間において指標が再設定されることを見据え、令和4年2月には、大学評価室において、第4期中期目標期間における指標のモニタリング方法について審議・決定した。</p>

<p>【23-3】 監事との定期的な意見交換の場を設けるなど、監事のサポート体制を整備し、監事機能の強化を図る。</p>	<p>III</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況) 従前から学長直下に置く監査室が情報収集等による監事業務支援を行っており、令和2年度においては監査室員2名がサポートを行った。令和3年度の監事の改選に際しては、新監事の業務が支障なく継続するよう新旧監事4名による引継ぎを行った。ガバナンス・コードの適合状況の確認にあたっては、新監事からの意見として、監事の独立性を高めるため監事業務のサポートを内部監査主体である監査室ではなく、事務局にするべきであるとされ、この意見を踏まえて、令和3年度からは事務局総務企画課(担当4名)により監事業務のサポートを行った。 監事は定期的に大学執行部、会計監査人、監査室と意見交換を行っており、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けては、Webによるコミュニケーションも含め、必要な意見交換を行っている。</p>
<p>【23-4】 地域の自治体・産業界や保護者等の学外者の意見を聴取する機会を定期的に設け、それらを通じて明らかとなった大学に対する意見・要望等を大学運営に活用する。</p>	<p>IV</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況) 令和2年度には、COC+事業に係るアンケート調査として、関係自治体、経済団体、事業協働機関等から本学の教育事業・地域貢献事業に関する意見を聴取した。また、産学連携協力会(令和3年度末会員企業数346社)を置き、URA等を窓口として参加企業と日常的に連携を行っており、企業のニーズと本学のシーズとのマッチングや、会員企業向けイベントや新規会員企業増加のための情報発信等を行っている。令和2及び3年度には、意見聴取を踏まえて、産学連携協力会会員企業である京都地域を中心とする7企業・7大学による「京都クオリアフォーラム」の枠組により、社会課題解決や人材のキャリア形成のための取組を行った。また、京都市に本社を置く「サムコ株式会社」の代表取締役会長兼CEOと本学学長の懇談により、企業人ドクター養成の必要性について意見の一致を見たことから「サムコ辻理寄附講座」の開設を決定するなど、産業界との連携強化による特筆すべき成果が得られたことから、進捗状況を「IV」としている(p.14「〇地域の産業界との意見交換を踏まえた「京都クオリアフォーラム」設立と「サムコ辻理寄附講座」開設」参照)。 在学生保護者を対象とした「教育懇談会」を開催しており、令和2及び3年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったため、オンラインによる全体会、個人別相談、学長懇談会を開催し、意見交換やアンケート調査を行った。また、卒業生・修了生を対象とする調査・協力者会議を隔年で開催しており、令和3年度においてはオンラインにより、教育の責任者(総合教育センター長、研究科長、学域長・課程長・専攻長)が意見聴取を行うとともに、当日の議事要旨及び事前アンケート集計結果を会議報告等により学内教員に共有している。</p>
<p>【24-1】 「職位比率プロポーショナル改革」(教授を削減し、助教を増加させる)を実施し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について、40歳未満の助教を25名程度増加させる。</p>	<p>IV</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況) 40歳未満の助教について、令和2年度に3名、令和3年度に4名を採用し、令和28年度からの累計は33名となった。数値目標を上回って達成していることに対する4年目終了時評価を根拠として、進捗状況を「IV」としている。また、令和2年度に採用した助教の傑出した業績に対しイグノーベル賞が授与され、社会から大きな注目を集めており、本計画による取組が本学の教育研究を大きく活性化させていることも判断理由に加味している(p.15「〇若手テニュアトラック教員の積極的採用による教育研究活性化」参照)。</p>
<p>【24-2】 年俸制や混合給与による多様な人材の雇用を促進し、国際通用性のある適切な業績評価及び処遇への反映を実施するとともに、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員について、年俸制適用者を50名以上増加させる。</p>	<p>IV</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況) 令和2年4月から新たな年俸制(退職手当が支給される年俸制)についての規則を施行した。年俸制適用者の増加数は、令和2年度には10名、令和3年度には9名、第3期中期目標期間における累計は58名となっており、数値目標を上回った。新年俸制の導入にあたっては、業績評価を通じて教員のインセンティブを高めるため、人事委員会において人事評価項目を見直し、従来の教育、研究、管理運営等に係る基本項目に加え、卓越した研究者や大学改革に貢献している教員を適切に評価できるよう、論文の被引用情報、大学の戦略的活動への参画等に係る評価項目を追加し、真に教育研究の活性化につながる制度とし、質的な面においても工夫されたものとなっている(p.15「〇年俸制の拡大に合わせた業績評価の仕組みの再構築」参照)。以上のとおり、年俸制に関する数値目標を上回って達成したこと及び人事評価の充実を図っていることから、進捗状況を「IV」としている。 また、混合給与(クロスアポイントメント)制度により引き続き多様な人材を受け入れている。卓越した実績を有する研究者や実務家に同制度を適用することで、令和2年度には10名(うち本学本務者4名)、令和3年度には11名(うち本学本務者4名)を雇用した(単年度契約のため、両年度で同一人物の重複計上あり)。</p>

<p>【24-3】 複雑で専門的な業務を支援するため、高度で専門的な能力を有する人材を多様な形態（年俸制・時給制やフルタイム・パートタイム等）で雇用する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 複雑で専門的な業務を支援するため、令和2及び3年度においては、以下のとおり各種の人材を雇用した（単年度契約のため、両年度で同一人物の重複計上あり）。</p> <p>特任教員・特任研究員：令和2年度 30名、令和3年度 34名 特任専門職：令和2年度 10名、令和3年度 10名 U R A：令和2年度 5名、令和3年度 5名 特定教員：令和2年度 2名、令和3年度 3名 特定職員：令和2年度 3名、令和3年度 2名</p>
<p>【24-4】 国内外の優秀な人材を確保するために、本学独自の財源によるテニュアトラック制度を構築し、教員採用者全体に占める当該制度による採用者の割合を40%以上にする。</p>	<p>Ⅳ</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 本学独自の財源によるテニュアトラック制度に加え、文部科学省の卓越研究員制度も活用してテニュアトラック教員を採用しており、令和2年度においては2名、令和3年度においては3名を新規採用した。第3期中期目標期間を通じたテニュアトラック制度による採用者数は20名となり、期間中の教員採用者全体に占める当該制度による採用者の割合は41.7%（48名中20名）となっている。 <u>数値目標を上回って達成していることに対する4年目終了時評価を根拠としつつ、引き続き数値目標を上回っていることから、進捗状況を「Ⅳ」としている。また、令和2年度に卓越研究員制度により採用した教員の傑出した業績に対しイグノーベル賞が授与され、社会から大きな注目を集めており、本計画による取組が本学の教育研究を大きく活性化させていることも判断理由に加味している（p.15「○若手テニュアトラック教員の積極的採用による教育研究活性化」参照）。</u></p>
<p>【24-5】 外国での教育研究歴のある教員を積極的に採用することなどにより、教員に占める外国での教育研究歴のある教員の比率を50%程度にする。【◆】</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 第3期中期目標期間を通じて、外国での教育研究歴のある教員の積極的採用や、毎年度10名程度の教員の長期海外派遣を行うことで外国での教育研究歴のある教員の増加に努めており、その割合は、平成27年度の24.6%から令和元年度までに38.4%まで向上した。しかしながら、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により教員の長期海外派遣が困難となったことなどにより割合の増加が鈍化しており、令和2年度末には41.0%、令和3年度末には40.2%となっている。中期計画に掲げる数値目標を達成することはできなかったが、新型コロナウイルス感染症の影響があったことや、戦略性が高く意欲的な目標・計画である本中期計画において教員の長期海外派遣等により大きく割合を向上させてきたプロセスを加味して、進捗状況を「Ⅲ」と判定している。</p>
<p>【24-6】 女性教職員を積極的に採用し、教員に占める女性の比率を15%以上、職員に占める女性の比率を35%以上にする。また、管理職等の指導的地位への女性登用を推進し、役員のうち1名以上、管理職の25%以上を女性で登用する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 女性教職員の積極的な採用や管理職等への登用に取り組んでいるほか、K I T男女共同参画推進センターにより出産・育児や介護期にある研究者に対して大学院生等を研究支援員として配置することでライフイベント期における研究活動の継続・進展を図っている。 令和3年度末における女性教員の割合は15.0%（286名中43名）、女性職員の割合は37.2%（164名中61名）、女性役員は2名、女性管理職の割合は25.0%（24名中6名）であり、すべての数値目標を達成している。</p>

<p>【25-1】 グローバル化に対応できる人材を育成するために、年間10名程度の教職員を海外の教育・研究機関に長期派遣する。【◆】</p>	<p>IV</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況) 令和元年度までに、教員海外派遣に取り組むとともに、派遣教員の研究室を「国際化モデル研究室」に指定することで大学全体のグローバル化を牽引する制度を構築してきた。 令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により出入国が制限されていたことから、当初の想定どおり海外派遣を継続することが困難となった。令和2年度においては、年度当初に派遣予定者9名を決定していたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、海外派遣を一時停止した。海外との往来が可能となった場合には遅滞なく派遣できるよう、派遣予定者及び相手方大学と連絡調整を継続したものの、結果的に派遣は実現しなかった。 令和3年度においては、派遣予定者10名を決定しつつ、本学の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において定めた基準に則り、対策が整った教員から順次渡航することとした。その結果、チェンマイ大学(タイ)に1名(令和3年7月～令和4年2月)を派遣した。また、ブリュッセル自由大学(ベルギー)に1名を派遣予定であったが、コロナ禍によるビザ関係書類の煩雑化やフライトの予約困難により、予定していた令和4年2・3月中の渡航がかなわず、4月の渡航を予定している。 以上のとおり、令和2及び3年度においては中期計画を予定どおり実施することができなかったが、戦略性が高く意欲的な目標・計画である本計画において、新型コロナウイルス感染症の影響があった中でも可能な範囲で派遣を実施したプロセスを踏まえつつ、4年目終了時評価を根拠として、進捗状況を「IV」としている。</p>
<p>【25-2】 事務職員・技術職員の能力の向上を図るため、研修等を充実させ、英語の運用能力については、職員に占めるTOEIC730点以上(又はこれに相当する能力)を有する者の比率を20%程度にする。【◆】</p>	<p>IV</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況) 研修全般については、学内研修では新規採用職員研修等の初任者・若手を対象とした研修、メンタルヘルス等の職場環境やセキュリティに関する幅広い層を対象とした研修、パソコン等のスキルアップ研修を実施した。また、国立大学協会や大学コンソーシアム京都等が提供する職階別研修やスキルアップ研修も活用した。 英語の運用能力については、e-learning等の英語教材による研修や大学コンソーシアム京都が実施する研修を実施した。令和元年度までは職員短期海外派遣による研修(令和2及び3年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により中止)も実施するなど、第3期中期目標期間を通じて職員の国際高度化を図っており、4年目終了時におけるTOEIC730点以上の者の割合は21.6%となっていた。令和2及び3年度に実施した研修の成果により、令和3年度末におけるTOEIC730点以上の者の割合は22.9%と、さらに伸長している。 戦略性が高く意欲的な目標・計画である本中期計画において、各種研修の実施による成果として数値目標を上回って達成している。4年目終了時の評価を根拠としつつ、その後も割合が伸長していることから、進捗状況を「IV」としている。</p>
<p>【26-1】 学長のリーダーシップの下で、組織的に検討した運営戦略に基づき、重点的に推進すべき分野・領域に、学内資源を戦略的に配分する。</p>	<p>III</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況) 計画【24-1】及び【24-4】に係る重点戦略である、優秀な若手研究者を積極的に採用して本学の教育研究の活性化を図るための措置として、本学独自の財源によるテニュアトラック制度や文部科学省の卓越研究員制度の活用により、テニュアトラック教員を令和2及び3年度において5名採用した。 学長のリーダーシップにより、本学の機能強化に資する戦略的取組への重点配分を行うための学長裁量経費については、令和元年度と同程度を確保しており、令和2年度には221,526千円、令和3年度には214,678千円を確保している。同経費により、重点分野における研究機能の強化、京都府立大学及び京都府立医科大学と共同実施している京都三大学教養教育共同化等の教育機能の強化、学生の就職支援・キャリア教育事業等の学生支援の強化等を実施した。また新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を確実に実施するための積極的な経費支援を行った。</p>

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	○ 本学の強み、特色を最大限に強化するための教育研究組織に再構築する。
------	-------------------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【27-1】 機能強化のために平成27年度までに実施した教育研究組織の各種改革を踏まえ、教育組織・教員組織の在り方について検証し、教育と研究が効果的に連携して実施できる体制とする。</p>	IV	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 令和元年度までに教育組織（学部課程、大学院の専攻）の改編や研究戦略組織（研究戦略推進委員会）について検証に基づき再整備し、令和2及び3年度においてもその体制により教育と研究とを効果的に連携して実施した。 上記の課程・専攻の改組によって学部から大学院に至る一貫教育をシームレスに接続しているほか、令和元年度に開設した、デザインを中核とした産学公連携による博士前期課程・博士後期課程一貫の特別教育プログラム「デザインセントリックエンジニアリングプログラム（dCEP）」においては、実践的なプロジェクトによる人材養成に取り組んでおり、教育と研究を連携させた取組となっている。同プログラムでは令和2年度以降初の修了者としての認定を行っており、令和2年度に修士9名、令和3年度に修士7名、博士1名に学位を授与し、本プログラムの修了証明書を交付した。 また、研究については、研究戦略推進委員会が中心となって研究力強化の取組を進めている。学長・理事等と、研究分野ごとに組織する教員組織（学系）の学系長により、令和2年4月に各学系の研究推進上のビジョンを発表し、学長によるレビューを行った。また、同年6月にはこのビジョンやそれに対する役員の見解を取りまとめ、内容をアップデートした上で、ビジョンを再策定した。 なお、令和元年度までに行った学部・大学院の一貫教育を推進するための教育組織の改編と研究戦略組織の新設に対する4年目終了時評価を根拠としつつ、デザインセントリックエンジニアリングプログラムにおいて初めて修了者を認定するなど新たな展開があったことも加味して、進捗状況を「IV」としている。</p>

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
③ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	○ 本学の教育研究・社会貢献機能を強化するために、機動的に法人を運営できる事務組織に再構築する。
------	--------------------------------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【28-1】 事務組織を業務内容により分類し体系化するとともに、業務内容によっては教員と職員合同で構成される組織を設置するなど、教職協働をより一層推進する体制に強化する。</p>	IV	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 将来ビジョンの再構築や組織運営の改善に向けて、大学戦略キャビネットの下に、未来投資、教育改革、研究改革、財政健全化に関して、理事をトップとしつつ、次世代の経営能力を備えた人材の育成も視野に入れ、若手教職員もメンバーに加えたワーキンググループを発足させ、令和2年度に集中的な議論を行った。本ワーキンググループでの議論を踏まえ、令和2年度後半からは大学としての矜持を社会に示し、大学が有するミッションや固有の価値をブランド化するような広報へ展開した。 令和3年度においては、上記の議論を踏まえた取組として、「大学の理念／大学の特色」を抜本的に改定し、令和3年7月に公表するとともに、この理念・特色を踏まえて本学の戦略を具体化するために、第4期中期目標に関する意見、第4期中期計画を策定した。また、これらの新たな理念の実現や中期目標・中期計画の実施に向けて、「未来デザイン・工学機構」等の新組織への改編のための検討、規則改正を行った。さらに、本学の強み・特色に基づく新価値創造を促進するため、学系等の学内研究組織の枠組みを超え、企業人材も含めた組織的チーム編成や新価値の分析・思考・議論を集中的に行う期間の設定を経たインキュベート体制「KYOTO AGORA」を立ち上げた。KYOTO AGORAにおいて、学内の各学域、ラボ・拠点等から構想を募りプロジェクト立上げに向けたヒアリング、合同ディスカッション、メンタリングを令和3年度中に7回実施した。今後は、第4期中期目標期間からプロジェクトを本格始動させる予定である。 以上のおり、教職協働体制による議論を踏まえて、広報戦略への展開、大学の理念／特色の改定、第4期中期目標・中期計画の策定、戦略実施組織整備、インキュベート体制の構築といった改革につなげていることから、進捗状況を「IV」としている（p.14「○教職協働体制による将来ビジョンの再検討及び具現化に向けた取組」参照）。</p>

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

○教職協働体制による将来ビジョンの再検討及び具現化に向けた取組

学長をトップとして本学の戦略事項を企画・審議する「大学戦略キャビネット」では、令和元年度において文部科学省との徹底対話に向けて、本学の長期ビジョンや達成に向けた課題等について審議してきた。また、徹底対話を踏まえ、令和元年度末には、第5期中期目標期間以降も見据えた本学の将来ビジョンの再構築、組織運営の改善について全学的な議論を加速させるため、大学戦略キャビネットの下に、「①未来投資」、「②教育改革」、「③研究改革」、「④財政健全化」に関する4つのワーキングチームを発足させ、令和2年度に集中的に議論を重ねた。これらのワーキングチームは、担当理事をトップとしつつ、若手教職員も積極的にメンバーに加えることで、次世代の経営能力を備えた人材の育成も視野に入れた教職協働体制により組織したものである。

このうち、「①未来投資ワーキングチーム」では、未来に向けて本学が強みとすべきものについて検討するため、京都という都市の歴史・文化を深く理解した上で、そこに立地する本学が生み出すべき価値についてゼロベースでの議論を行った。その結果、本学が目指すべき方向として「ART×SCIENCE」、「LOCAL×GLOBAL」、「TRADITION×INNOVATION」を核にして、社会的使命等を再定義することで、本学や社会環境の変化を踏まえつつ、今後目指すべき未来を見据え、法人化時から掲げてきた大学の理念を再構築することとした。この議論を踏まえ、「大学の理念／特色」を抜本的に改定し、令和3年7月に公表した。

並行して、上記の理念に「②教育改革」、「③研究改革」、「④財政健全化」での議論も落とし込みつつ、第4期中期目標期間に取り組みべき具体的な事項について執行部において検討し、第4期中期目標に関する意見、第4期中期計画を策定した。また、これらの新たな理念・特色の実現や中期目標・中期計画の実施に向けて、学長・理事によるガバナンスの下で改革を推進するために、「未来デザイン・工学機構」等の新組織への改編のための検討、規則改正を行った。

新理念の一部については並行して具体的な取組にもつなげはじめしており、令和2年度中に広報への展開を開始し、新理念に基づく本学のブランド化の嚆矢とした。また、「ART＝飛躍的思考」と「SCIENCE＝分析的思考」を掛け合わせることで、本学の強み・特色に基づく新価値創造を促進するため、学系等の学内研究組織の枠組みを超え、企業人材も含めた組織的チーム編成や新価値の分析・思考・議論を集中的に行う期間の設定を経たインキュベート体制「KYOTO AGORA」を令和3年度に立ち上げた。KYOTO AGORAにおいて、学内の各学域、ラボ・拠点当から構想を募り、プロジェクト立上げに向けたヒアリング、合同ディスカッション、メンタリングを令和3年度中に7回実施した。今後は、第4期中期目標期間からプロジェクトを本格始動させる予定である。

以上のとおり、中期計画に掲げる教職協働によるワーキンググループでの検討を行った上に、それを具体的な取組として、広報戦略への展開、大学の理念／特色の改定、第4期中期目標・中期計画の策定、戦略実施組織整備、インキュベート体制

の構築といった改革につなげていることから、中期計画を上回って実施していると判断した。

< 関連計画：【23-1】 【28-1】 >

○地域の産業界との意見交換を踏まえた「京都クオリアフォーラム」設立と「サムコ辻理寄附講座」開設

令和2年度には、COC+事業に係るアンケート調査として、関係自治体、経済団体、事業協働機関等から本学の教育事業・地域貢献事業に関する意見を聴取した。また、産学連携協力会（令和3年度末会員企業数346社）を置き、URA等を窓口として参加企業と日常的に連携を行っており、企業のニーズと本学のシーズとのマッチングや、会員企業向けイベントや新規会員企業増加のための情報発信等を行っている。

こうした京都地域をはじめとする産業界との連携強化や意見交換は令和元年度以前から精力的に行ってきたところであるが、その結果、令和2及び3年度において以下のとおり特筆すべき成果が得られた。

まず、京都地域を中心とする企業・大学の協働によるイノベーション創出を推進するため、「京都クオリアフォーラム」を令和2年度に設立し、本学を大学側中核メンバーとした近隣の7企業・7大学（※令和3年度末時点。下記参照）による取組を行っている。同フォーラムでは、自治体等との意見交換を繰り返しながら、社会課題の解決のための先進的、革新的な共同研究や、企業研究者・大学研究者・大学院生の交流、人材育成のための各種事業を展開しており、令和3年度に実施した博士後期課程学生のキャリア形成支援イベントに延べ約210名が参加するなどの成果につなげている。

※企業：①京セラ株式会社、②㈱島津製作所、③㈱SCREENホールディングス、④NISSHA株式会社、⑤㈱堀場製作所、⑥村田機械株式会社、⑦村田製作所（50音順。すべて産学連携協力会会員企業）

大学：①京都工芸繊維大学、②京都産業大学、③京都府立医科大学、④京都府立大学、⑤同志社大学、⑥奈良先端科学技術大学院大学、⑦立命館大学（50音順）

また、京都市に本社を置く半導体や電子部品の加工装置のメーカーである「サムコ株式会社」について、これまでに代表取締役会長兼CEOである辻氏による特別講義を本学にて提供いただくなど連携を図ってきた。令和3年度に辻氏と本学学長による懇談を実施したところ、日本のものづくりを支える企業人ドクターの育成の必要性について意見の一致を見るに至り、辻氏から全面的な資金提供をいただき、事業規模総額1億円の約4年半のプロジェクトとして、「サムコ辻理寄附講座」を開設することを決定した。これは、令和4年4月に講座を開設し、その後企業人ドクターコース大学院生を受け入れて研究開発リーダーとなる人材を育成するもので、令和3年度中に講座開設に向けた準備を整えている。辻氏と学長の懇談で認識を共有できた論点として、本寄附講座において特に尖った技術を持つ京都の中小企

業の技術者に博士学位を取得させることで、事業の海外展開を後押しし、地域の産業振興に貢献することを狙いとしている。

以上のとおり、これまでの意見聴取の結果を踏まえ、令和2及び3年度において、事業体の設立や寄附講座開設という特筆すべき成果に至っていることから、中期計画を上回って実施していると判断した。

< 関連計画：【23-4】 >

○若手テニュアトラック教員の積極的採用による教育研究活性化

40歳未満の助教について、令和2年度に3名、令和3年度に4名を採用し、令和28年度からの累計は33名となり、中期計画【24-1】に掲げる「25名」を上回った。また、本学独自の財源によるテニュアトラック制度に加え、文部科学省の卓越研究員制度も活用してテニュアトラック教員を採用しており、令和2年度においては2名、令和3年度においては3名を新規採用した。第3期中期目標期間を通じたテニュアトラック制度による採用者数は20名となり、教員採用者全体に占める当該制度による採用者の割合は41.7%（48名中20名）となり、中期計画【24-4】に掲げる「40%」を上回った。

これらの若手教員増加、テニュアトラック制度の活用について特筆すべき好事例があった。文部科学省の卓越研究員制度により令和2年度に採用したテニュアトラック助教（40歳未満）が筆頭著者として「Science Advances」誌（Scopusによる令和3年Cite Score18.5、Multidisciplinary分野のTop4%）に投稿し掲載された業績に対して、令和3年度のイグノーベル賞（動力学賞）が授与された。同賞は「人々を笑わせ、そして考えさせてくれる研究」を表彰するもので、とすれば「笑い」の側面が強い業績に授与されることもあるものの、本研究は「歩きスマホ」という身近な行動を実験の題材としたことが注目され受賞したところであり、歩行者の「予期」に焦点を当て、集団全体の自律的な組織化を明らかにした点には高い学術的価値が認められる。

同賞の受賞後、本研究成果が社会的にも注目され、大きく報道されているほか、当該教員が本学イベントや「はまぎん こども宇宙科学館」のキッズ・サイエンストークイベントの講師を務めるなど成果について積極的に発信しており、サイエンスコミュニケーションに貢献している。

以上のとおり、関連計画の数値目標を上回って達成していることに加え、令和2及び3年度に若手教員採用やテニュアトラック制度に係る特筆すべき好事例を生み、本学の教育研究の活性化に大きく寄与していることから、中期計画を上回って実施していると判断した。

< 関連計画：【24-1】 【24-4】 >

○年俸制の拡大に合わせた業績評価の仕組みの再構築

「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン」を踏まえ、令和2年4月から新たな年俸制（退職手当が支給される年俸制）についての規則を施行した。年俸制適用者の増加数は、令和2年度には10名、令和3年度には9名、

第3期中期目標期間における累計は58名となっている。

新年俸制の導入にあたっては、業績評価を厳格に実施して教員のインセンティブを高めるため、令和2年度に人事委員会において人事評価項目の見直しを行った。従来の教育、研究、管理運営等に係る基本項目に加え、論文の被引用情報（Top1%やTop10%論文の該当有無）、大学の戦略的活動（異分野融合・産学連携による教育プログラムや研究プロジェクト等）への参画状況等を加えることで、卓越した研究成果の創出や、大学改革への貢献を適切に評価できる仕組みを構築し、令和2年度中に評価に用いるデータベースの改修を完了し、令和3年度にこれらの情報を活用して人事評価を実施した。

以上のとおり、関連計画の数値目標を上回って達成していることに加え、論文の被引用情報等の評価項目を追加し、真に教育研究の活性化につながる制度としており、質的な面においても工夫されたものとなっていることから、中期計画を上回って実施していると判断した。

< 関連計画：【24-2】 >

【ガバナンスの強化に関する取組について】

「2. 共通の観点に関する取組状況」参照。

2. 共通の観点に係る取組状況

【ガバナンス改革に関する取組について】

令和2年度に、「大学戦略キャビネット」の下に教職協働体制により組織するワーキングチームにおいて本学の将来ビジョンの再構築、組織運営の改善について全学的な議論を実施するとともに、その進捗について定期的に大学戦略キャビネットで報告することで、執行部として議論の内容を逐次確認した。また、教職員には議論の状況を詳細にまとめた中間報告書を令和3年1月に配付し、法人が目指す方向性を学内で共有した。ワーキングチームの議論の成果として、広報戦略への展開、大学の理念／特色の改定、第4期中期目標・中期計画の策定、戦略実施組織整備、インキュベート体制の構築といった改革につなげた（p.14「○教職協働体制による将来ビジョンの再検討及び具現化に向けた取組」参照）。

「国立大学法人ガバナンス・コード」が策定・公表されたことを受け、各原則、補充原則への適合状況の総点検を行った上で、未実施分への対応や、経営協議会及び監事からの意見を踏まえた対応を速やかに行い、適合状況等に関する報告書を令和3年2月に公表した。具体的には、理念の改定にあたり、「本学の独自性を出すために京都の都市としての特徴を意識すべき」との経営協議会意見を反映したことや、「監事の独立性を担保するために、学長直下に設置する監査室と監事とを分離すべき」との監事意見を反映して、監査室は内部監査業務に専念し、これまで同室（2名）が担ってきた監事支援機能について、令和3年度から事務局総務企画課（担当4名）に移管し、監事業務のサポートを行った。また、令和3年度においても引き続きガバナンス・コードへの適合状況を総点検し、報告書を公表した。

内部監査の客観性・実効性を強化するため、監査室が主導的に業務監査・会計監

査を行えるよう、令和2年度に内部監査規則、内部監査実施要項を改正し、改善が図られない場合の罰則規定を設けるなどの強化を行った。

実効的な内部質保証を機能させるための措置として、本学が自らの責任において諸活動を継続的に点検・評価し、改善・向上に取り組むことを定めた内部質保証規則、内部質保証実施要項を新規制定し、令和3年度から施行した。本規則・要項に基づき、総合教育センターや学生支援センター等の事業実施組織が各事業や年度計画の実施状況の自己点検・評価と改善を行うとともに、その状況を踏まえ、法人組織である大学評価室（内部質保証の総括）と役員会（内部質保証に係る重要事項の決定）の責任の下、全学的な自己点検・評価を実施し、結果を公表した。

上記の内部質保証体制の整備と併せて、教員組織や教育研究支援組織の責任体制についても、法人と各組織の関係の見直し、連携強化を図っている。まず、「学系」（研究分野に応じて組織する教員組織）の長及び副長は、各学系の推薦に基づいて学長が指名しているが、学系の活動に法人の戦略を適切に反映することで研究活性化を図るべく、学系の要望を踏まえながら学長による実効的な判断も伴う責任者指名を行うため、令和3年度の学系長・副学系長の指名に際しては、従来1名ずつであった学系による候補者推薦を2名ずつの推薦とした上で、学長が1名ずつを指名する方式とした。また、教育研究支援組織のうち、教育の責任組織である総合教育センターと、学生支援の責任組織である学生支援センターについて、令和3年度のセンター長を務める役職者を変更した。総合教育センター長は副学長（兼研究科長・学部長）が務めていたものを教育担当理事・副学長に変更、学生支援センター長は副研究科長が務めていたものを副学長（兼研究科長・学部長）に変更し、それぞれ法人と一体的に組織運営できる体制とした。

	職員に占める女性比率 35%以上	15.0% (R3) 35.3% (R2) 37.2% (R3)
	女性役員 1名以上	2名 (R2) 2名 (R3)
	管理職の女性割合 25%以上	28.6% (R2) 25.0% (R3)
25-1	教職員の海外長期派遣年間 10名程度	0名 (R2) 1名 (R3)
25-2	職員に占める TOEIC730点を有する者の比率 20%程度	23.4% (R2) 22.9% (R3)

【第3期中期計画に掲げる定量的指標の進捗状況について】

番号	中期計画における定量的指標	令和2年度及び 令和3年度実績
24-1	40歳未満の助教 25名程度増加	29名増加 (R2) 33名増加 (R3)
24-2	年俸制適用者を 50名以上増加	49名増加 (R2) 58名増加 (R3)
24-4	教員採用者全体に占める本学独自の財源による テニユアトラック制度による採用者の割合を 40%以上	50.0% (R2) 37.5% (R3) 41.7% (第3期 (H28-R3))
24-5	教員に占める外国での教育研究歴のある教員の 比率を 50%程度	41.0% (R2) 40.2% (R3)
24-6	教員に占める女性比率 15%以上	16.6% (R2)

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
① 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

中期 目標	○ 安定的な財務基盤を確立し、教育研究を推進させるために、外部資金の獲得額を増加させる。
----------	----------------------------------------------

中期計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【29-1】 「収入比率プロポーショナル改革」（収入に占める外部資金の割合を増加させる）を実施し、外部資金（補助金等収入、科研費を含む）の獲得額を収入全体（施設費を除く）の20%以上とする。</p>	Ⅲ	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） URAによるマッチング支援や、大型外部資金に関する情報の収集と学内説明会等を行うことで外部資金の増加に努めている。また、研究戦略推進委員会において前年度の結果を検証し、研究推進支援事業を実施しており、科研費獲得支援のための研究計画書ブラッシュアップや、主に若手研究者を対象とした英語論文執筆セミナー等の施策を継続的に実施している。 令和2及び3年度においては、コロナ禍により企業業績の悪化や、研究者交流の一時停止等が起こり、企業からの共同研究、寄附金等の受入額を増加させることが困難であった。これを補うため、国等が公募する競争的資金への応募支援にも注力しており、JST CREST、さきがけ、A-STEP等に採択されることで、外部資金の獲得・維持に努めた。また、「サムコ辻理寄附講座」開設に向け、総額1億円の約4年半の事業を開始しており、寄附金の一部を受け入れ始めた（p.14「○地域の産業界との意見交換を踏まえた「京都クオリアフォーラム」設立と「サムコ辻理寄附講座」開設」参照）。 令和2及び3年度における外部資金受入額は以下のとおりである。</p> <p>補助金：令和2年度 339百万円（令和元年度比 162百万円増） 令和3年度 531百万円 科研費：令和2年度 416百万円（同 56百万円増） 令和3年度 393百万円 受託研究、受託事業、学術指導：令和2年度 229百万円（同 6百万円減） 令和3年度 302百万円 共同研究：令和2年度 185百万円（同 24百万円減） 令和3年度 147百万円 奨学寄附金：令和2年度 119百万円（同 56百万円減） 令和3年度 125百万円 合計：令和2年度 1,288百万円（同 132百万円増） 令和3年度 1,497百万円</p> <p>外部資金受入額が収入全体に占める割合は16.9%となっており、中期計画に掲げる「20%以上」を達成することはできなかったが、新型コロナウイルス感染症の影響がありつつも可能な限り外部資金の獲得・維持に努めていることも加味しつつ、4年目終了時評価を根拠として、進捗状況を「Ⅲ」としている。</p>

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標	○効率的な予算の執行を行い、経費の削減・抑制に努める。
------	-----------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【30-1】 効率的な予算執行を行うとともに、予算執行状況調査や財務指標等による財務分析の活用などにより管理的経費を削減し、原則、一般管理費比率を5%未満に抑制する。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 令和2及び3年度において引き続き、効率的な予算執行を行うための予算執行状況調査と、それに基づく予算の再配分を行った。また、前年度までの決算数値による財務分析を行い、財務委員会、経営協議会、役員会、教育研究評議会に報告した。 管理的経費の削減のため、契約方法について、可能なものについては複数年契約や他大学との共同調達契約を行うよう見直している。老朽化した空調機器の更新や、照明設備のLED化工事を順次行い、省エネ及びランニングコストの節約に努めている。 以上の取組の結果、一般管理費の割合は令和2年度においては4.8%、令和3年度においては4.7%となっている。</p>

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善に関する目標
 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	○ 大学が保有する資産（施設・設備・資金）の有効活用を推進する。
------	----------------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【31-1】 学内の施設・設備について、共同プロジェクト研究や大学COC事業等での共同利用を促進し、学内外者の利用を推進する。</p>	IV	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 令和3年10月にスペースチャージに関する規則を新規制定し、全ての教員研究室・実験室等へのスペースチャージを導入した。これにより、毎年度安定的に財源を確保することで、老朽化が進んだ建物等の改修を計画的に実施し、事後保全型ではなく予防保全型の改修を行っていく（p.20「○スペースチャージの全学的導入による施設整備財源の確保」参照）。 講義室・グラウンド等の大学保有資産を学会等の外部団体や携帯電話会社によるアンテナ設置のために貸し出している。令和2及び3年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年4～6月に貸出を停止するとともに、貸出に際しては十分な感染症拡大防止措置をとることを条件に、検定試験等の公益性の高いイベントの会場として使用し、本学の保有資産の有効活用に努めた。講義室貸出件数は、令和2年度には18件、令和3年度には38件となっている。 また、COC+事業の補助期間終了後の令和2及び3年度においても、福知山キャンパス、綾部地域連携室、京丹後キャンパスについて、京都府北部地域における本学と地元自治体、企業等の連携拠点として活用している。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントのための活用は以前より限定的となっている。 共同利用設備については、<u>学内共同利用設備を統括管理運営する「オープンファシリティセンター」を令和3年度に設置した。令和3年度は移行期間として、学内設備のコアファシリティ化、ユニット化に取り組んだ</u>（p.20「○学内設備のオープン化による共同利用促進」参照）。そのうえで、各設備の利用料金の設定等を行った。また、希少性があり企業等からのニーズが高い電波暗室を平成30年度に整備し、外部貸出による利用件数・収入金額は増加を続けており、令和2年度においては65件・5,347千円（前年度比3件・898千円増）、令和3年度においては93件・7,728千円となっている。 なお、令和元年度までに行った電波暗室の整備等による学内設備の共同利用促進に対する4年目終了時評価を根拠としつつ、<u>スペースチャージの全学的導入による学内施設の有効活用や、オープンファシリティセンターの設置によりコアファシリティ化、ユニット化にも着手していることを加味して、進捗状況を「IV」としている。</u></p>
<p>【31-2】 短期・長期の収入・支出状況を精緻に見積もることにより資金状況を正確に把握し、余裕資金を安全かつ効果的な手段で運用する。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 余裕資金の状況及び市場動向を踏まえ、ポートフォリオのメンテナンスを行っており、国債等による長期資金と、定期預金による短期資金によって運用益を上げている。令和2及び3年度の運用益は、長期資金運用についてはそれぞれ4,720千円、3,410千円、短期資金運用についてはそれぞれ427千円、544千円となっている。得られた運用益は、庁舎補修・緑地管理といったキャンパスの環境整備や、留学生受入のための国際交流の推進等に活用した。</p>

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

○スペースチャージの全学的導入による施設整備財源の確保

学内施設の有効な利用を図り、優れた教育研究成果を創出するため、スペースチャージを実施しており、共同利用スペースの利用については施設委員会において必要性、緊急性、充足性、若手研究者育成等を考慮して入居者選定や利活用方法を審議して運用を決定している。令和3年10月には「国立大学法人京都工芸繊維大学におけるスペースチャージに関する規則」を新規制定し、全ての教員研究室・実験室等へのスペースチャージを導入した。これにより、毎年度安定的に財源を確保しながら、老朽化が進んだ建物等の改修を計画的に実施することが可能となり、事後保全型ではなく予防保全型の改修を行っていく。

< 関連計画：【31-1】 >

○学内設備のオープン化による共同利用促進

本学では、これまでに平成28年度及び平成30年度文部科学省「地域科学技術実証拠点整備事業」により、希少価値が高い施設である電波暗室（不要な電磁波を出さず、外部の電磁波に性能が影響されない電子・電気機器の設計・開発を評価する施設）の共同利用の開始や、クリーンルームの高機能化、大学内の研究室に点在している先端の設備類を「新素材イノベーションラボ」内部に集約・共用化するなど、共同利用基盤の整備を行ってきた。電波暗室については、外部貸出による利用件数・収入金額は共用を開始した平成30年度以降増加を続けており、令和2年度においては65件・5,347千円（前年度比3件・898千円増）となっている。

このように共用化を推進し学外者も含めた共用設備へのニーズが高まっていることを踏まえ、設備利用の利便性向上等を図るため、令和2年度に学内共用設備を全学的に一元管理する「オープンファシリティセンター」を新たに設置するための準備を行い、令和3年度に同センターを設置し、移行作業に着手している。従前は、共用設備は個々のラボ等が保有するものと位置づけられていたため、分野別に区分されて利用されていた。これを同センターによる一元管理とすることで、各組織が管理する設備群を研究領域ごとのユニットに大括り化・コアファシリティ化し、利用を促進・高度化させる体制を構築した。さらに、管理・窓口を同センターに一本化することで、学内外の利用者の利便性・アクセス性の向上を図った。センター内に4ユニット（バイオ、機器分析、マテリアル、クリーンルーム）を設けたうえで、各設備の利用料金の設定等を行った。上述の電波暗室の利用件数・収入金額は令和3年度においては93件・7,728千円とさらに増加している。

今後は企業から無償で借り受けた設備についても、学内の共用設備としてユニット化を図り、広く学内外の利用を促進していく予定である。

以上のとおり、電波暗室の整備等による学内設備の共同利用や外部貸出収入により4年目終了時において中期計画を上回って実施していたが、そこから更に進捗が見られ、外部貸出収入が増加するとともに、学内設備のオープン化が進められていることから、中期計画を上回って実施していると判断した。

< 関連計画：【31-1】 >

【財務基盤の強化に関する取組について】

「2. 共通の観点に関する取組状況」参照。

2. 共通の観点に係る取組状況

【財務内容の改善に関する取組について】

収入基盤の多様化による自己収入増の取組として、これまでの共同利用基盤の整備による実績として、希少価値が高い施設である電波暗室については企業等の需要が高いことから利用開始（平成30年度）以来増加を続けており、利用件数・収入金額（利用日ベースで計上）は、令和2年度においては65件・5,347千円（前年度比3件・898千円増）、令和3年度においては93件・7,728千円となっている。また、令和3年度には、こうした共同利用を今後促進していくための体制整備にも取り組んだ（上記「○学内設備のオープン化による共同利用促進」参照）。

大学基金については、文部科学大臣に税額控除対象法人としての証明の更新申請を行い、承認を受け、基金を募ってきた。令和2年度においては「研究等支援基金事業」を新設し、所定の規則整備を行った。令和2及び3年度の大学基金への寄附額は、卒業生からの寄附（各年度の寄附額23,167千円、1,923千円）や京都工芸繊維大学同窓会による寄附（同11,070千円、1,070千円）を含め、各年度の総額は39,923千円、6,345千円となり、そのうち、税額控除対象となる修学支援事業等への寄附額は4,166千円、2,827千円となっている。なお、特に令和2年度においては新型コロナウイルス感染症への対策を支援する目的での緊急的な奨学支援金等として、基金に多額の寄附をいただいたところである。創立記念事業（令和元年度）等の特殊要因の少なかった平成30年度実績（総額2,985千円）よりも高い水準の受入額となっている。

このほか、寄附金としては「サムコ辻理寄附講座」開設に向け、総額1億円の約4年半の事業を開始しており、寄附金の一部を受け入れ始めている（p.14「○地域の産業界との意見交換を踏まえた「京都クオリアフォーラム」設立と「サムコ辻理寄附講座」開設」参照）。

寄附金以外の自己収入増の取組として、平成30年度から自動販売機の設置運営に関する企画競争による方法へ変更することにより、令和2及び3年度に3,517千円、4,362千円の収入を得た。また、適正な受益者負担のため卒業生向けの証明書発行手数料の徴収を開始しており、1,109千円、2,077千円の収入があった。このほか、講義室・グラウンド用の貸付料収入として14,065千円、13,700千円、学内で開催する就職説明会・企業説明会への出展料として7,647千円、13,989千円、学生食堂への広告掲載料として1,627千円、3,733千円を、それぞれ得ている。

さらに、寄附金等を原資とする余裕金の運用についても国債等による長期資金運用及び定期預金による短期資金運用を実施し、5,147千円、3,954千円の運用益を得た。

【第3期中期計画に掲げる定量的指標の進捗状況について】

番号	中期計画における定量的指標	令和2年度及び 令和3年度実績
29-1	外部資金比率 20%以上	15.3% (R2) 16.9% (R3)
30-1	一般管理費比率 5%未満	4.8% (R2) 4.7% (R3)

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
 ① 評価の充実に関する目標

中期目標	○ 大学の活動全般について、自己点検・評価、外部評価を充実させ、教育研究の質の向上及び業務運営の改善を図る。
------	--------------------------------------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【32-1】 教育研究活動及び管理運営の状況について、定期的に多面的な自己点検・評価、外部評価を実施し、評価結果を業務改善に活用するとともに、その内容を学内外に公表する。</p>	IV	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 実効的な内部質保証を機能させるための措置として、本学が自らの責任において諸活動を継続的に点検・評価し、改善・向上に取り組むことを定めた内部質保証規則、内部質保証実施要項を新規制定し、令和3年度から施行した。本規則・要項に基づき、総合教育センターや学生支援センター等の事業実施組織が各事業や年度計画の実施状況の自己点検・評価と改善を行うとともに、その状況を踏まえ、法人組織である大学評価室（内部質保証の総括）と役員会（内部質保証に係る重要事項の決定）の責任の下、全学的な自己点検・評価を実施し、結果を公表した。 また、法令に基づき実施する評価として、令和3年度に大学機関別認証評価を受審し、<u>評価プロセスにおいて内部質保証体制や3ポリシーの見直し等の改善も行うことで、すべての評価基準を満たすとされた</u>（p.24「○大学機関別認証評価の受審を通じた教育研究活動等の質の向上及び改善」参照）。国立大学法人の業務の実績に関する評価については、4年目終了時評価において教育や研究について高く評価される一方、その他業務運営に関し「改善すべき点」とされた知的財産管理体制の不備について、管理体制強化や関連規則の改正等の必要な改善措置を取り、令和3年度に改善状況を大学ウェブサイトに公表した。 なお、<u>令和元年度までに行った定量的な指標の目標到達度に基づく自己点検・評価と、それを活用した独自の外部評価の実施に対する4年目終了時評価を根拠としつつ、令和2及び3年度においても大学機関別認証評価を契機とする改善を図っていることから、進捗状況を「IV」としている。</u></p>

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
 ② 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

中期目標	○ 教育研究活動の情報を積極的に発信し、大学の知名度を高める。
------	---------------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【33-1】 学内の教育研究成果を迅速に把握・発信できる体制を整備し、広報戦略に基づき、発信する情報内容を充実させるとともに、多様な広報媒体により、多面的な広報活動を行う。</p>	IV	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 第3期中期目標期間を通じて戦略的な広報の充実に取り組んでおり、平成30年度以降は、本学の重点分野であるデザイン・建築の拠点である「KYOTO Design Lab」のディレクションによるオープンキャンパス実施や広報誌制作、大学プロジェクトビデオ制作に取り組んでいる。 令和2及び3年度にもプロジェクトビデオを引き続き制作し、新たに本学の各研究分野の教員を取り上げることでコンテンツの充実を図った。プロジェクトビデオの取材対象とした教員が令和4年4月に文部科学大臣表彰を受けるなど、本学の特色ある研究を紹介する内容となっている（p.24「○本学の特色ある研究を紹介するプロジェクトビデオの充実」参照）。 また、KYOTO Design Labにおける国際共同プロジェクト等による研究活動を通じて、<u>世界最高峰のデザイン賞である「Red Dot Award 2020（ブランド&コミュニケーション・デザイン部門）」、「iF DESIGN AWARD 2021（インテリア・建築部門）」を相次いで受賞するなど国際的なプレゼンスの向上につなげており、海外研究者等のレピュテーションによりランキングを行う「分野別QS世界大学ランキング2022」（令和3年度実施）の「Arts & Design」分野において、初のランク入り（201-230位）を果たした（p.24「○特色ある研究分野における国際的なプレゼンスの向上」）。</u> オープンキャンパスについては、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン実施した。令和3年度においては入学志願者のニーズと工科系大学である本学としての特徴も踏まえ、方法を工夫しながら実地でのオープンキャンパスを実施した（p.24「○工科系大学としての特性を踏まえた実地とオンラインのハイブリッド方式によるオープンキャンパスの実施」参照）。 以上のように、令和元年度までに行ったブランディングの推進に対する4年目終了時評価を根拠としつつ、引き続き広報に関連する受賞や、国際的なプレゼンス向上の成果が表れているほか、新型コロナウイルス感染症の影響がありつつもステークホルダーのニーズに合わせた広報を実施していることから、進捗状況を「IV」としている。</p>

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等**1. 特記事項****○大学機関別認証評価の受審を通じた教育研究活動等の質の向上及び改善**

令和2年度に、大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価を受審することを決定した。受審のための自己評価書の作成に先立ち、大学評価室において大学評価基準への適合状況等を全面的に点検した。その結果、内部質保証体制や3ポリシー、履修規則の内容等について、現時点においては十分に明文化されていない事項があると判断されたため、大学評価室長から各センター等の長に対し規則改正等の対応を依頼した。また、これらの改善状況を踏まえて令和3年度に自己評価を取りまとめ機構に提出し、さらに書面調査・訪問調査の過程において、機構評価委員の意見も踏まえカリキュラムポリシーの再改正等の改善を行った。最終的な評価結果としては、「27の基準をすべて満たしている」とされ、優れた点として、「KYOTO Design Lab (デザインファクトリー)」による国際共同プロジェクト等の環境整備と、地域課題の解決に取り組む技術者養成プログラム (地域創生 Tech Program)が挙げられた。評価結果は、本学ウェブサイトにて速やかに公表した。

以上の一連の評価プロセスにおいて、適切に自己点検・評価に取り組むことで本学の教育研究活動等の質の向上及び改善を図るとともに、本学の特色ある取組について、第三者から優れていると評価され、それを社会に示すことができた。

< 関連計画：【32-1】 >

○本学の特色ある研究を紹介するプロジェクトビデオの充実

平成29年度にYoutubeに大学チャンネルを開設し、大学全体を紹介する動画や、本学の重点領域の研究拠点を紹介する動画を制作し、広報してきた。コンテンツの充実を順次進めており、令和2年度には、新たに各研究分野の教員にフォーカスした研究内容に関する動画を制作し、令和3年度から発信している。

教員には、実績豊富な教授クラスに加え、若手教員、外国人教員、特任教員等の多様な人材を起用することで、本学の教育研究の活力を紹介するものとなっている。いずれも優れた業績を挙げている教員の特色ある研究内容であり、例えば、文部科学大臣表彰若手科学者賞の受賞経験者等を積極的に起用している。また、機械工学系教授の研究紹介動画として「材料組織の高精度予測シミュレーション」を発信したところであるが、当該教員が令和4年4月に文部科学大臣表彰を受賞した。

< 関連計画：【33-1】 >

○特色ある研究分野における国際的なプレゼンスの向上

第3期中期目標期間を通じて戦略的な広報の充実に取り組んでおり、平成30年度以降は、本学の重点分野であるデザイン・建築の拠点である「KYOTO Design Lab」(D-Lab)のディレクションによるオープンキャンパス実施や広報誌制作、大学プ

ロジェクトビデオ制作に取り組んでいる。D-Labは海外研究機関等との国際共同プロジェクト等の拠点としての活動を行っており、令和2及び3年度においても引き続きオンラインも含めた共同プロジェクトを実施しているところではあるが、令和元年度に発表した成果が傑出した受賞につながった。令和元年6月にドイツで開催した展覧会「Food Shaping Kyoto」における、本学と海外の研究者・建築家の連携による優れたデザインが評価され、世界最高峰のデザイン賞である「Red Dot Award 2020 (ブランド&コミュニケーション・デザイン部門)」、「iF DESIGN AWARD 2021 (インテリア・建築部門)」を相次いで受賞した。

これらにより知名度を高めたことで、「分野別QS世界大学ランキング 2022」(2021年度実施)の「Arts & Design」分野において、初のランク入り(201-230位)を果たした。このランキングは海外等の研究者や企業のレビューーションにより決定されるもので、日本の大学は本学を含め8大学のみがランク入りしている。なお、本分野別ランキングで本学は16分野にエントリーされているが、従来ランク入りの実績はなく、分野別ではない「QS世界大学ランキング 2022」においても本学は801-1000位(日本の大学では32位タイ)に留まっている。このことから、「Arts & Design」分野におけるランク入りは非常に大きな成果であり、本学の特色ある分野を突破口とする国際的なプレゼンス向上の証左であると言える。また、本分野を牽引するD-Labが広報活動のディレクションを担っていることは、本学全体のブランディング戦略の展開にとって大きな強みとなっている。

< 関連計画：【33-1】 >

○工科系大学としての特性を踏まえた実地とオンラインのハイブリッド方式によるオープンキャンパスの実施

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、令和2年度においては実地でのオープンキャンパスの実施は困難であると判断し、完全オンライン制によるオープンキャンパス(説明動画等の配信や教員等とのオンラインによる個別相談)を実施した。しかし、過去の一般入試(前期)の志願者の約4割、ダビンチ(AO)入試の志願者の7割以上がオープンキャンパスに参加経験があることが分析から明らかとなり、工科系大学として研究室見学等による実験・実習スペースの充実度を受験生に示すことは必要不可欠である。したがって、令和3年度においては、感染症拡大防止に留意する観点から完全予約制で人数を制限しつつも、研究室見学等の実地でのプログラムを開催した。併せて、前年度と同じく説明動画配信やオンライン相談会を開催するとともに、実地見学に来学した者がオンラインプログラムにも参加できるよう、学内にWi-Fi環境を整えた会場を設置するなど、多様なニーズに応えられるハイブリッド方式のオープンキャンパスを開催することができた。

< 関連計画：【33-1】 >

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する目標
 ① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	○ 本学の教育研究・社会貢献機能を強化するために、快適なキャンパス環境を計画的に整備する。
------	-----------------------------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【34-1】 機能強化の観点から、改定したキャンパスマスタープランに基づき計画的な施設整備を行う。</p>	IV	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） <u>京都市左京区の南禅寺塔頭跡にあった歴史的建造物「和楽庵」の洋館部分を、本学松ヶ崎団地の構内入口付近に移築する工事が令和3年3月に完成した</u>（p.29「○機能強化に向けた特色ある施設整備の推進」参照）。 また、キャンパスマスタープラン2014に基づき、次のとおり施設整備を行った。 建具の老朽化や配管の劣化、空調機器の老朽化等が起きていた10号館について、令和2年度に西半分、令和3年度に東半分の全面的な機能改修を行った。また、老朽化していた敷地境界の困障（松ヶ崎キャンパスの西構内の北及び西側境界）について、令和3年度に改修を行った。 老朽劣化している箇所の小規模改修を順次進めており、令和2年度には13号館、創造連携センター（現「17号館」）、実習棟、令和3年度には合同講義室、16号館について、それぞれ建具改修や屋上防水改修工事を行った。 省エネ対策及びランニングコスト節約のため、老朽化した空調機器の更新についても順次進めており、令和2及び3年度に17号館の空調機器を更新した。また、光熱費の抑制及びCO₂排出量の削減に向け、令和3年度に8号館等の照明設備改修を行った。 なお、<u>令和元年度までに行った「デザイン」を基軸としたグローバル機能強化のための施設整備（「KYOTO Design Lab（デザインファクトリー）」）に関する4年目終了時評価を根拠としつつ、令和2及び3年度においても上記のとおり特色ある施設整備やキャンパスマスタープランに基づく計画的な施設整備を行っていることから、進捗状況を「IV」としている。</u></p>

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他業務運営に関する目標
 ② 安全管理に関する目標

中期目標	○ 全学的な安全管理体制を強化させるとともに、教職員及び学生の安全に対する意識の啓発に努める。
------	-------------------------------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【35-1】 毒物・劇物の適正な管理を行うため、「化学物質管理システム」への登録を徹底させ、定期的に内部監査を実施して登録・管理状況を確認することにより、全ての試薬の登録を行う。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 化学物質管理システム「KITCRIS」を運用しており、毎年度、登録状況のアンケート調査、棚卸実施要請を行うとともに、毒物在庫確認調査や、内部監査による保有試薬の登録状況確認を行っている。また、安全衛生パトロールにおいて、薬品の保管状況確認や、長期保管高圧ガスボンベの返却要請を行っている。令和3年度には、12月に不要薬品の一斉廃棄を行うとともに、1月に棚卸実施の再要請を行った。</p>
<p>【35-2】 教職員及び学生の環境・安全に対する意識を向上させるため、環境マネジメントシステム研修（EMS研修（学部4年次生は参加必須））や防災訓練など環境・安全に関する研修等を年7回以上実施する。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 令和2及び3年度において、環境安全マネジメントシステム（ESMS）基本研修（学生・教職員対象）、環境安全教育研修（学生・教職員対象）、高リスク実験実習教育研修（学生対象）、環境安全に関する教職員研修、ES監査研修・内部監査勉強会（教職員対象）、化学物質・高圧ガス管理システム（KITCRIS）操作説明会（学生・教職員対象）、労働安全衛生法対象機器自主点検実施方法説明会（学生・教職員対象）、防災訓練（学生・教職員対象）、安全確認システム報告訓練（学生対象）を実施した。なお、例年は4月に環境安全教育デーを設定して各種研修を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、eラーニング形式等により代替して実施した。</p>

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する目標
③ 法令遵守に関する目標

中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学内規則を含めた法令遵守や情報管理の徹底を図り、適正な大学運営を行う。 ○ 研究における不正行為の発生を防止するための管理体制を強化する。 ○ 研究費の不正使用の発生を防止するための管理体制を強化する。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）
<p>【36-1】 構成員の法令遵守に対する意識を向上させるための研修等を年1回以上実施する。また、情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を継続するとともに、啓発のための研修等を年1回以上実施する。さらに、法令遵守や情報管理についての内部監査を定期的に行う。監事による総括を行う。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 個人情報保護教育研修、法人文書管理教育研修について、新規採用事務・技術職員を対象として実施するとともに、法人文書管理教育研修については総括文書管理者・文書管理者・一般職員向けの研修を実施している。また、監査職員研修として、個人情報保護及び法人文書管理に関する教育研修を実施するとともに、学長直下に置く監査室により、個人情報保護監査、法人文書管理監査を実施している。 情報セキュリティについては、情報セキュリティ基本方針に基づき、京都工芸繊維大学におけるサイバーセキュリティ対策等基本計画に関する対策を講じており、情報セキュリティに関するeラーニング研修、新規採用事務・技術職員を対象とする研修、事務局Web管理者向け研修、情報発信者向け研修及び自己点検を実施している。また、上記の個人情報保護監査において、情報管理に関する内部監査を実施している。 内部監査結果については学長に報告するとともに、学長・理事と監事、監査法人、監査室が定期的に打合せ等による情報共有を行うことで、業務の実施状況の確認を受けている。</p>
<p>【37-1】 研究倫理の向上を図るため、教員や学生に対し研究倫理に関する研修等を年1回以上実施する。実施にあたっては、理解度テストを継続的に実施し、研修の効果の把握・改善等に活用する。また、博士論文等に対し、ソフトを用いた不正引用チェック等を実施するなど、研究不正防止のための管理体制を強化する。</p>	III	<p>（令和2及び3事業年度の実施状況） 学生（4年次生及び外部入学の大学院博士前期課程1年次生全員）及び新規採用教職員を対象とした研修として、環境安全教育研修の一環として、研究倫理について研修を行っている。また、教職員向け研究倫理教育を行い、研究活動等不正防止対策室、適正経理推進室において実施状況やアンケート結果を報告しているほか、一般財団法人公正研究推進協会 APRIN による研究倫理eラーニング教材を教職員向けテーマ別研修で活用している。 新入生に対して研究不正について啓発する冊子として「研究活動における注意点 Points to be noted in Research Activities」及び「研究者の品格－科学の信頼のために－（研究活動等不正防止対策室作成）」を配布するとともに、4月と10月には各課程長・専攻長に対し、入学時のガイダンスや研究室配属等の際に、専攻分野の特性に応じた研究倫理教育を実施するよう依頼している。また、令和3年5月には、学部生・大学院生を3つのレベルに分け、専攻分野の特性に応じた倫理教育が実施できるよう「学生に対する研究倫理教育に係るガイドライン」を策定し、教職員・学生に周知した。このほか、論文剽窃チェックツール「アイセンチケイト」を継続的に利用し、剽窃防止への意識向上に努めている。</p>

<p>【38-1】 「公的研究費の不正防止計画」及び「公的研究費の不正防止等対応マニュアル」を必要に応じて見直すとともに、公的研究費の適正な使用に関する研修等や内部監査を実施する。</p>	<p>Ⅲ</p>	<p>(令和2及び3事業年度の実施状況) 公的研究費に関する監査体制を強化するために、令和2年度に「国立大学法人京都工芸繊維大学公的研究費の不正使用防止に関する基本方針について」を新規制定するとともに、監査室による内部監査機能の充実を図るため、会計規定等の一部改正を行った。また、令和3年度には、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の令和3年2月の改正に対応し、「公的研究費取扱規則」、「公的研究費の不正防止計画」等の関係規則を改正した。監査室と会計担当組織の役割分担を見直し、組織におけるモニタリング(2次モニタリング)は適正経理推進室が行うとともに、監査室が内部監査におけるモニタリング(3次モニタリング)を行うこととし、12月～1月にモニタリングを実施した。 上記のほか、公的研究費に係るコンプライアンス研修を毎年度実施している。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------	----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) その他業務運営に関する特記事項等

1. 特記事項

○機能強化に向けた特色ある施設整備の推進

キャンパス全体を「イノベーション・コモンズ」へ転換するための取組の一つとして、京都市左京区の南禅寺塔頭跡にあった歴史的建造物「和楽庵」の洋館部分を、本学松ヶ崎団地の構内入口付近に移築する工事が令和3年3月に完成した。

本施設の移築にあたっては、産学公連携・異分野融合による実践的な博士人材育成プロジェクトの一環として実施しており、本施設の文化的価値を保ちつつ、「拡張性・可変性」をキーワードとした新たな価値を付加する教育研究プロジェクトの場として活用した。「京都が有する文化的価値」と「分野融合による先端技術」を掛け合わせた施設整備とすることで、異分野融合研究の交流の場として、学内外の多様な分野の研究者によるコミュニケーションやそこから生まれる創発による新領域開拓を促進する効果を高めている。令和3年度においては、第4期中期目標期間において実施を計画している、異分野融合型の共同研究チームによる未来変革を目指した特色ある研究プロジェクトの開始に向けたヒアリング等に当該施設を活用している。

< 関連計画：【34-1】 >

【4年目終了時評価における課題に対する対応】

○知的財産管理体制の不備に関する再発防止に向けた取組

本学の前理事・副学長（知的財産担当）が特許出願手続きにおいて、責任者である立場を利用して不正を行った事案が平成30年度に認められた。本事案は一人の人物に多くの権限が集中したことに大きな原因があったことから、再発防止に向けて、権限を分散させ、互いに牽制可能な知的財産管理体制（産学公連携推進センター知的財産戦略室でセンターのURAが行った事前調査について専門的知識を有する構成員が評価審査し、その評価審査結果を基礎資料として、産学公連携推進センター運営委員会で審議した後、知的財産の取扱いを学長が決定する）を平成30年10月に構築した。事案の公表後は、全教職員に向けての説明会やコンプライアンス研修等を行ったほか、役職員全員へのさらなるコンプライアンス徹底を図るため、利益相反マネジメントに基づく自己申告を令和元年度から実施している。令和2年度においては、「研究不正に係る研究倫理教育研修」、「公的研究費に係るコンプライアンス研修」を実施した際に、未受講者には徹底した督促を行うよう改め、受講率100%を達成した。また、「研究活動の不正行為等の取扱いに関する規則」及び「公的研究費取扱い規則」を改正し、研修の受講、不正行為及び不適切行為の防止に取り組むことを研究者及び構成員の責務として明記し、この責務を果たさない場合の罰則（研究活動の停止、公的研究費の取扱い停止）も定めた。

以上の課題の改善状況について、最終的に令和3年度に大学ウェブサイトにて公表した。

【法令遵守（コンプライアンス）に関する取組について】

「2. 共通の観点に関する取組状況」参照。

【施設マネジメントに関する取組について】

本学では、学内諸施設の整備及び実効性のある施設マネジメントについて企画・審議する機関として、役員会直轄の施設委員会を設置している。施設委員会は施設担当理事及び副学長等で構成されており、法人経営の観点から機動的、戦略的な意思決定を行っている。このような体制の下、令和2及び3年度に以下の取組を行った。

①施設の有効利用や維持管理に関する事項

施設の有効な利用を図り、優れた教育研究成果を創出するため、スペースチャージを実施している。令和3年10月には「国立大学法人京都工芸繊維大学におけるスペースチャージに関する規則」を新規制定し、全ての教員研究室・実験室等へのスペースチャージを導入した（p.20「○スペースチャージの全学的導入による施設整備財源の確保」参照）。

地域連携の取組では、シンポジウムや地域貢献事業など、学外向けの学術講演会や公開講座等に松ヶ崎団地の15号館を活用している。また、福知山団地において、事業協働機関である京都工業会の支援を得て府北部企業による講座を開催しているほか、綾部市や地元企業との連携事業などの地域連携に向け、技術者等に向けた社会人教育や専門人材育成のための研修、セミナーの開催場所として「綾部地域連携室」を活用している。このほか、松ヶ崎団地の電波暗室については、共同プロジェクト研究や大学COC事業等での共同利用として開設以降継続して学外機関から利用があった。

また、キャンパス全体を「イノベーション・コモンズ」へ転換するための取組の一つとして、京都市左京区の南禅寺塔頭跡にあった歴史的建造物「和楽庵」の洋館部分を、本学松ヶ崎団地の構内入口付近に移築する工事が令和3年3月に完成した（上記「○機能強化に向けた特色ある施設整備の推進」参照）。

②キャンパスマスタープランに基づく施設整備に関する事項

キャンパスマスタープランに基づき、10号館の機能改修をはじめ、建具改修や屋上防水、敷地境界の囲障改修（p.25中期計画【34-1】実施状況参照）、空調機器の更新、LED照明への更新を行った。

③多様な財源を活用した整備手法による整備に関する事項

平成28年度に策定したインフラ長寿命化計画（行動計画）及び令和2年度に策定した個別施設計画により、メンテナンスサイクルの構築の重要性、トータルコストの削減、予算の平準化及び財源確保の必要性について、学長、理事等の執行部を含め全学的に情報を共有している。その結果、教育等施設基盤経費のほか、資金運用による利益、目的積立金、授業料等収入及び共同利用スペースのスペースチャー

ジで得た収入等から幅広く財源を確保した上で、施設整備計画に沿った維持管理経費に充てている。令和2及び3年度においては主に以下の整備を行った。

- ・運営費交付金：10号館西側外壁改修工事、附属図書館1階空調改修工事、17号館南棟空調設備改修、8号館照明設備改修、有機廃液処理設備解体撤去
- ・授業料等：コロナウイルス感染拡大予防対策、国際交流会館附帯設備等管繕工事、倉庫屋上防水改修、KITHOUSE ウッドデッキ改修
- ・資金運用利益：附属図書館1～2階西側階段室非常照明更新工事、実習棟屋外照明改修工事、1号館4階屋上扉取替工事
- ・目的積立金：11号館3階廊下避難器具新設、センターホール屋上部分防水改修

④環境保全対策や積極的なエネルギーマネジメントの推進に係る事項

サステナブル・キャンパス構築の取組について、本学では専門部署となる ESMS（環境安全マネジメントシステム）事務局を設置し、地球環境や地域環境の保全及び改善のための教育研究を推進し、それに伴うあらゆる活動において環境との調和と環境負荷の低減に努めている。

ISO14001（環境 ISO）を正式認証取得（平成13年：一部サイト、平成15年：全学）しており、現在まで更新を重ね認証を維持しているほか、これまで京都市による「産廃処理・3R等優良事業場」や「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」に認定されている。また、廃棄物の削減のため、全教職員が利用可能な物品リユースシステムを構築、運用している。本システムは電子掲示板方式で、掲載情報を毎週教職員に自動メール配信することにより利用率を上げている。エネルギーマネジメントとしては、毎年策定する「環境安全マネジメントプログラム実行計画書」のもと、エネルギー使用量の削減等を目標に取り組んでいる。

省エネ対策としては、老朽化した空調機器の更新等を順次実施している。松ヶ崎団地の空調機器更新事業及び照明設備 LED 化事業を複数年計画で進めており、省エネ機器へ計画的に更新することで約 1,548 千円/年の光熱費削減効果が得られると見込んでいる。

2. 共通の観点に係る取組状況

【法令遵守及び研究の健全化に関する取組について】

法令遵守の取組として、個人情報保護教育研修、法人文書管理教育研修の実施や内部監査の充実に努めている（p.27 中期計画【36-1】実施状況参照）。

危機管理として、学生・教職員を対象とした環境安全教育研修等の各種教育の実施や、化学物質管理システム「KITCRIS」の運用等による毒劇物の管理を行っている（p.26 中期計画【35-1】【35-2】参照）。学生安否確認システムについては、各種手続きや成績確認等で学生が日常的に使用するポータルシステムに連動させることで着実に安否確認できる仕組みを整えている。また、令和元年度のコロナ禍を受け、学長をトップとする新型コロナウイルス感染症対策本部を速やかに設置し、令和2及び3年度において感染対策や学生支援等に当たった。

研究の健全化については、学生・教職員を対象とした研究倫理教育を実施すると

ともに、公的研究費に係るコンプライアンス研修を実施している。文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の令和3年2月の改正を受けて、関係規則を改正し、管理体制を強化している（p.27 中期計画【37-1】及び p.28 中期計画【38-1】実施状況参照）。また、知的財産管理体制に不備があった事案を受け、体制の強化や研修の充実に取り組んでいる（p.29「〇知的財産管理体制の不備に関する再発防止に向けた取組」参照）。

京都工芸繊維大学におけるサイバーセキュリティ対策等基本計画に基づき、令和2及び3年度には主に次の事項に取り組んだ（以下、「大学等におけるサイバーセキュリティ対策等の強化について」の別添の事項ごとに記載）。

1. 大学等が共通して対応すること

(1) 実効性のあるインシデント対応体制の整備

- ・情報セキュリティインシデント対応体制（CSIRT）を維持し、インシデント対応手順等のドキュメントを関係者間で共有した。（令和2年度、令和3年度）
- ・本学の名称を使用して外部に公開している情報機器、サービス等についての調査を実施し、現状を把握した。（令和2年度、令和3年度）
- ・インシデント発生時の初動対応における被害拡大防止等のために緊急に停止することが可能な情報機器を把握するとともに、緊急時の情報システムの停止及び復旧の手順を確認した。（令和2年度、令和3年度）
- ・ファイアウォールのログの確認、JPCERT/CC等が公開する脅威情報の収集を行い、必要に応じて対策を講じた。（令和2年度、令和3年度）
- ・インシデント対応訓練を随時実施し、対応の進捗状況をグループウェアにより CSIRT 要員が共有した。（令和2年度、令和3年度）
- ・CSIRT 要員が、文部科学省等が実施するセキュリティ研修を受講した。（令和2年度、令和3年度）
- ・CSIRT 要員が、JANOG が主催するネットワークトラブルシューティングのコンテストに参加した。（令和2年度、令和3年度）

(2) サイバーセキュリティ等に係る教育及び訓練並びに啓発活動の実施

- ・情報セキュリティ対策ポケットガイドを新規採用の教職員、本学の情報資産を取り扱う委託業者及び新入学生に配布した。（令和2年度、令和3年度）
- ・NISCの情報セキュリティハンドブックを参考にして、情報セキュリティ対策ポケットガイドを改訂した。（令和2年度）
- ・外国人留学生等への啓発を目的として、新たに英語版の情報セキュリティ対策ポケットガイドを作成し、配布を開始した。（令和2年度）
- ・情報セキュリティ対策ポケットガイドを構成員が随時閲覧できるように Web サイトに掲載した。（令和3年度）
- ・教職員及び学生（全構成員）を対象とする e-Learning による情報セキュリティ研修、新規採用の事務職員及び技術職員を対象とする情報セキュリティ研修、サーバの管理者を対象とする技術講習、Web サイト管理者を対象とする e-Learning

研修を実施した。また、技術講習や研修の計画にあたっては、過去に発生したインシデントの知見を内容に含めた。(令和2年度、令和3年度)

- ・教職員を対象とする標的型メール攻撃訓練を実施した。(令和2年度、令和3年度)
- ・学生の情報セキュリティに対するモラルと意識の向上を促すとともに不正行為を防止することを目的として、研究室配属学生から情報システムの適正利用に関する同意書を徴取した。(令和2年度、令和3年度)

(3) セキュリティ対策に係る自己点検及び監査の実施

- ・自己点検及び監査の実施体制を見直したうえで、現状を維持した。(令和2年度)
- ・個人情報保護監査に基づく情報管理に関する自己点検及び監査、IT全般統制のチェック項目に基づく自己点検及びIT監査を実施した。(令和2年度、令和3年度)
- ・コロナ禍に伴う在宅勤務の開始にあたって、職員によるアカウント情報の取扱いに係る自己点検を実施した。(令和2年度、令和3年度)
- ・外部機関によるWebアプリケーション診断、脆弱性調査ツールによるWebサイトのセキュリティ診断を実施した。セキュリティ診断の計画にあたっては、過去に発生したインシデントの知見を内容に含めた。(令和2年度、令和3年度)
- ・Webサイト管理者を対象とするe-Learning研修にあわせて、Webサイトの管理状況についての自己点検を実施した。(令和3年度)

(4) 他機関との連携及び協力

- ・コロナ禍の状況下でも実施できる連携等の方法について、検討を開始した。(令和2年度)
- ・民間機関のデータセンターのラックを借用し、バックアップサイトの準備を行った。(令和2年度)
- ・公立大学との連携における共同化科目の実施のために、本学のe-Learningシステムを連携大学に提供し、科目実施に係る事業継続対応を行った。(令和2年度)
- ・関東地区の国立大学との間で、セキュリティ監査チェックリストの検討を行った。(令和3年度)
- ・関東地区の国立大学との間で、来年度に相互バックアップの作業を開始することに合意した。(令和3年度)
- ・国立情報学研究所が実施する「大学間連携に基づく情報セキュリティ体制の基盤構築(NII-SOCS)」に参加した。(令和2年度、令和3年度)
- ・大学ICT推進協議会の総会やACM SIGUCCSの国際会議等に参加して、関係機関との連携を図るとともに、情報収集を行った。(令和2年度、令和3年度)

(5) 必要な技術的対策の実施

- ・グローバルIPアドレスを付与する全ての情報機器を台帳で管理し、適切なアクセス制御により学外からの不必要な接続を遮断した。(令和2年度、令和3年度)
- ・クラウドサービス、ホスティングサービス等を利用して学外に構築しているシス

テムについての調査を実施して、現状を把握した。(令和2年度、令和3年度)

- ・保守業者との契約、包括ライセンス契約、資産管理ソフトウェアの運用により、業務システムのOS、アプリケーション等の脆弱性に迅速に対応する体制を維持した。(令和2年度、令和3年度)

- ・定期的に人事異動情報、学籍異動情報を確認し、対象者に応じたアカウント情報の登録及び廃止に関する規定に従って、アカウント情報を管理した。(令和2年度、令和3年度)
- ・不審な通信が発生した場合に発生源を特定できるように、平時から、必要なログを取得し、管理した。(令和2年度、令和3年度)
- ・重要情報を取扱う業務システムを特定して、アカウントの棚卸し、ログの取得、セキュリティパッチ適用等の基本的対策を講じた。(令和2年度、令和3年度)
- ・重要情報を取り扱う業務システムに対しては、多層防御を行った。(令和2年度、令和3年度)
- ・コロナ禍に伴う在宅勤務の開始にあたって、新たにファイアウォールとVPNアプライアンスを導入した。(令和2年度)
- ・新たに導入した次世代ファイアウォールにより、インターネット上の不正なホストへの接続を遮断する対策を開始した。(令和3年度)

(6) その他必要な対策の実施

- ・セキュリティの確保にあたっては、「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」、「高等教育機関向けサンプル規程集」、文部科学省から提示されるガイドライン等を参照して、必要な対策を講じた。(令和2年度、令和3年度)
- ・学認クラウドに参加する商用クラウドの利用にあたって、NIIが提供する技術仕様情報を確認してリスク評価を行った。(令和2年度、令和3年度)
- ・事務職員の在宅勤務でのPC利用にあたって情報漏洩を防止するための措置を講じた。また、「自宅で私物コンピュータを利用して大学の情報資産を取り扱う場合の遵守事項」を定め、対策を徹底させた。(令和2年度、令和3年度)
- ・本学の情報を取り扱う業務委託契約において、情報セキュリティに関する本学の規定を遵守すること等を明記した。(令和2年度、令和3年度)
- ・重要な業務システムのサーバ室等において、施錠、入退室管理の対策を徹底して、セキュリティを確保した。(令和2年度、令和3年度)
- ・事務局において、重要な書類は機械警備措置を施した事務室に保管し、外部記録媒体は通し番号を付して管理することにより適正な管理を徹底した。(令和2年度、令和3年度)
- ・毒物、劇物等の化学物質については、専用システムにより、受払や在庫の管理を行った。(令和2年度、令和3年度)
- ・情報システム運用継続計画の素案作成にあたり、NISCのガイドラインが例示する構成要素毎の目標対策レベルを参考にして、非常時優先業務を支える情報システムの現状の対策レベルを評価した。(令和2年度)
- ・NISCの情報セキュリティハンドブックを参考にして、パスワード設定のルールを

【第3期中期計画に掲げる定量的指標の進捗状況について】

番号	中期計画における定量的指標	令和2年度及び 令和3年度実績
35-2	環境・安全に関する研修等年7回以上	7回 (R2) 7回 (R3)

改訂した。(令和2年度)

- ・外部電磁的記録媒体を用いた情報の取扱いに関する手順の素案を作成した。(令和2年度)
- ・FCF-UN方式のセキュアな認証キーに対応した職員証を導入した。(令和2年度)
- ・セキュリティポリシーを最新の「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」及び「高等教育機関向けサンプル規程集」に準拠した内容に改訂した。(令和3年度)

(7) 情報基盤の整備(本学が個別に設定する項目)

- ・大学のセキュリティシステムを強化し、遠隔授業を安全に実施できる環境を整備することを目的として、次世代ファイアウォールを導入した。(令和2年度)
- ・学内情報ネットワークシステム、情報基盤計算機システムの調達において、セキュリティ技術の動向を十分に調査したうえでシステムの構成を検討し、仕様策定を行った。(令和2年度、令和3年度)

2. 国立大学法人等が対応すること

(1) 情報セキュリティ対策基本計画の評価及び見直し(令和元年9月末まで)

該当なし

(2) セキュリティ・IT人材の育成

- ・情報セキュリティに関する専門人材の登用、戦略マネジメント層の確保等についての検討を行った。(令和2年度、令和3年度)
- ・CSIRT要員が、文部科学省が実施する研修を受講してJASAの情報セキュリティ内部監査人能力認定を受けた。(令和2年度、令和3年度)
- ・国家資格「情報処理安全確保支援士」を有するCSIRT要員、JASAが認定する情報セキュリティ監査アソシエイトの資格を有するCSIRT要員がそれぞれの資格を維持した。(令和2年度、令和3年度)

(3) 災害復旧計画及び事業継続計画におけるセキュリティ対策に係る記載の追加等

- ・内閣サイバーセキュリティセンターのガイドラインに準拠した情報システム運用継続計画の素案を作成した。(令和2年度)

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 1,218,617千円 2 想定される理由 運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により、急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	1 短期借入金の限度額 1,218,617千円 2 想定される理由 運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	なし

Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
なし	なし	なし

Ⅵ 剰余金の使途

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	教育研究の質の向上に努めるため、190,281千円を施設整備に伴う移転費用等に充てた。

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画別紙			中期計画別紙に基づく年度計画			実績							
施設・設備の内容	予算額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予算額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	実績額 (百万円)	財 源					
実験研究棟(デザイン工学系)	総額 533	施設整備費補助金 (377)	総合研究棟改修(設計工学域)10号館(Ⅱ期)	503	国立大学法人等施設整備費補助金	総合研究棟改修(設計工学域)10号館(Ⅱ期)	441	国立大学法人等施設整備費補助金(469)					
小規模改修(電話交換機更新等)		(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(156)	基幹・環境整備(困障安全対策)	54		基幹・環境整備(困障安全対策)	31	授業料等(3)					
(注1) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。 (注2) 小規模改修について平成28年度以降は平成27年度同額として試算している。 なお、各事業年度の(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。			(注) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。			小規模改修(防水改修等)			21	大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	小規模改修(防水改修等)	21	大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(21)

○ 計画の実施状況等

「総合研究棟改修(工学系)10号館(Ⅱ期)」について、一般競争入札手続きを経て令和3年8月に落札業者と工事契約を締結し、令和4年2月に完成した。本事業の実施により、新たにラーニングcommonsを生み出し、学生が主体的に学習できる教育環境整備を推進する。

「基幹・環境整備(困障安全対策)」について、老朽化が著しい敷地境界(松ヶ

崎キャンパス西構内の北及び西側境界)の困障改修を行った。一般競争入札手続きを経て令和3年6月に落札業者と工事契約を締結し、令和3年10月に完成した。

また、老朽化や機能劣化に伴う「小規模改修(防水改修等)」について、合同講義室の建具改修(令和3年10月完成)及び16号館の屋上防水改修工事(令和3年12月完成)等を実施した。

Ⅶ その他 2 人事に関する計画

中期計画別紙	中期計画別紙に基づく年度計画	実績
<p>(1) 教育研究の充実を図るため、戦略的な教員配置を推進する。</p> <p>(2) 教育研究の持続ある発展を図るため、優れた人材を確保する方策を実施する。</p> <p>(3) 教職員の資質向上を図るため、研修をより充実させる。</p> <p>(4) 教職員の活動意欲の向上を図るため、適正な人事評価を行い、給与等の処遇に反映する。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額の見込み 28,293 百万円 (退職手当は除く)</p>	<p>(1) 総人件費を抑制しつつ、教育研究及びその他の業務を更に充実するため、戦略的な人員配置を推進する。</p> <p>(2) 女性、若手、外国人の研究者の雇用促進に努めるとともに、男女共同参画に向けた取組を順次実行する。また、年俸制を活用した雇用を促進する。</p> <p>(3) 学内の研修プログラムの充実を図りつつ、コロナ禍においては、新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮したうえ、計画的に研修を実施する。また、海外教育連携教員派遣制度を活用し、中堅・若手教員の研究力向上及び国際化を推進する。</p> <p>(4) 教職員の活動意欲の向上を図るため、人事評価の改善を図りつつ適正に実施し、給与等の処遇に反映する。</p> <p>(参考1) 令和3年度の常勤職員数 386 人 また、任期付き職員数の見込みを 40 人とする。</p> <p>(参考2) 令和3年度の人件費総額見込み 4,456 百万円</p>	<p>(1) 役員により構成される人事委員会において、予算配分、面積配分を踏まえた戦略的な人事計画を実施した。</p> <p>(2) 引き続き、男女共同参画推進のための取組として、KIT 男女共同参画推進センターを中心に以下の取組を行った。 ○教育研究活動を支援するために必要なサポートが行えるよう、前後期にそれぞれ 11 名、12 名の教員に研究支援員 (延 34 名) を配置した。 ○子育て世代の若手研究者を支援すべく、京都テルサ保育園の共同利用やベビーシッター育児支援事業を実施した。 ○センターの HP で、随時情報発信を行った。</p> <p>(3) 階層別研修、各担当業務における知識習得のための研修、英語研修、コンプライアンスに係る研修等を e-ラーニングも活用し実施した。また、海外教育連携教員派遣制度を活用し、1 名の教員を海外に派遣した。</p> <p>(4) 月給制教員及び年俸制教員については、評価実施要領に基づき、大学評価基礎データベースの登録情報を中心とした透明性の高い評価を実施し、適切に成績率及び昇給区分に反映した。また、職員についても、評価実施要領に基づき、勤勉手当に係る評価と昇給に係る評価を一元化した評価を実施し、適正に成績率及び昇給区分に反映した。</p> <p>(実績1) 令和3年度の常勤職員数 385 人 また、任期付き職員数 32 人</p> <p>(実績2) 令和3年度の人件費総額 4,680 百万円 (退職手当は除く)</p>

○ 別表1 (学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
	(a)	(b)	(b)/(a)×100
	(人)	(人)	(%)
<工芸科学部>			
応用生物学課程	200	220	110.0
生体分子工学課程	-	1	-
生体分子応用化学課程	-	9	-
高分子機能工学課程	-	18	-
物質工学課程	-	12	-
応用化学課程	676	702	103.8
電子システム工学課程	244	267	109.4
情報工学課程	244	293	120.1
機械工学課程	344	408	118.6
デザイン経営工学課程	-	10	-
デザイン・建築学課程 (H30 募集停止)	-	32	-
デザイン・建築学課程 (H30 募集開始)	624	668	107.1
学部共通 (3年次編入学)	100	-	-
(夜間主コース)			
先端科学技術課程	-	1	-
学士課程 計	2,432	2,641	108.6
<工芸科学研究科>			
応用生物学専攻	80	75	93.8
材料創製化学専攻	66	72	109.1
材料制御化学専攻	64	63	98.4
物質合成化学専攻	66	59	89.4
機能物質化学専攻	64	68	106.3
電子システム工学専攻	100	109	109.0
情報工学専攻	92	103	112.0
機械物理学専攻	74	73	98.6
機械設計学専攻	60	62	103.3
デザイン学専攻	90	115	127.8
建築学専攻	142	180	126.8
京都工芸繊維大学・チェンマイ大学 国際連携建築学専攻	8	9	112.5
先端ファイブプロ科学専攻	70	56	70.0
バイオベースマテリアル学専攻	44	37	84.1
修士課程 計	1,020	1,081	106.0

学部の学科、研究科の専攻等名	収容定員	収容数	定員充足率
<工芸科学研究科>			
生命物質科学専攻	-	1	-
バイオテクノロジー専攻	18	29	161.1
物質・材料科学専攻	39	30	76.9
電子システム工学専攻	15	13	86.7
設計工学専攻	30	35	116.7
デザイン学専攻	15	27	180.0
建築学専攻	21	28	133.3
先端ファイブプロ科学専攻	24	30	125.0
バイオベースマテリアル学専攻	18	11	61.1
博士課程 計	180	204	113.3
/	/	/	/
専門職学位課程 計			

○ 計画の実施状況等

学士、修士、博士の令和3年5月時点の合計は、定員充足率90%以上を満たしている。

○ 別表2 (学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成28年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)	長期履修学生数 (J)	長期履修学生に係る控除数 (K)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学生数 (E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
工芸科学部	2,501	2,724	41	3	9	0	58	141	116	0	0	2,538	101.5%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
工芸科学研究科	1,190	1,293	130	38	1	31	57	68	61	0	0	1,105	92.9%

○計画の実施状況等

工芸科学部、工芸科学研究科ともに定員超過率 (M) は110%未満である。

(平成29年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)	長期履修学生数 (J)	長期履修学生に係る控除数 (K)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学生数 (E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
工芸科学部	2,459	2,676	40	4	9	0	50	131	104	0	0	2,509	102.0%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
工芸科学研究科	1,200	1,291	130	38	1	32	65	60	51	0	0	1,104	92.0%

○計画の実施状況等

工芸科学部、工芸科学研究科ともに定員超過率 (M) は110%未満である。

(平成 30 年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100 (%)
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)	長期履修学生数 (J)	長期履修学生に係る控除数 (K)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学生数 (E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
工芸科学部	2,432	2,669	59	7	11	3	42	124	96	0	0	2,510	103.2%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
工芸科学研究科	1,200	1,294	126	43	0	32	55	58	53	0	0	1,111	92.6%

○計画の実施状況等

工芸科学部、工芸科学研究科ともに定員超過率 (M) は 110%未満である。

(令和元年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100 (%)
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)	長期履修学生数 (J)	長期履修学生に係る控除数 (K)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学生数 (E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
工芸科学部	2,432	2,666	71	7	18	12	46	115	93	0	0	2,490	102.4%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
工芸科学研究科	1,200	1,278	110	39	0	27	52	50	45	0	0	1,115	92.9%

○計画の実施状況等

工芸科学部、工芸科学研究科ともに定員超過率 (M) は 110%未満である。

(令和2年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)	長期履修学生数 (J)	長期履修学生に係る控除数 (K)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学生数 (E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
工芸科学部	2,432	2,656	71	6	18	13	56	124	103	0	0	2,460	101.2%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
工芸科学研究科	1,200	1,277	129	39	0	10	49	54	49	0	0	1,130	94.2%

○計画の実施状況等

工芸科学部、工芸科学研究科ともに定員超過率 (M) は110%未満である。

(令和3年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち									超過率算定の対象となる在学者数 (L) 【(B)-(D,E,F,G,I,Kの合計)】	定員超過率 (M) (L) / (A) × 100
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)	長期履修学生数 (J)	長期履修学生に係る控除数 (K)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学生数 (E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数 (F)							
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
工芸科学部	2,432	2,641	71	3	23	14	59	128	109	0	0	2,433	100.0%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
工芸科学研究科	1,200	1,285	148	43	0	11	60	47	40	0	0	1,131	94.3%

○計画の実施状況等

工芸科学部、工芸科学研究科ともに定員超過率 (M) は110%未満である。